

第3部 2050年の 環境都市ビジョン

第3部では、第2部までに整理したなごやの風土及び
主な課題を踏まえて、2050年の環境都市ビジョンを設
定します。

2050年の環境都市ビジョン

本市では、第2部 なごやの風土と2050年に向けた主な課題を踏まえ、2050年の環境都市ビジョンを次のとおりとします。

2050年の環境都市ビジョン

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち

2050年に向けて、なごやの自然、地形、気候、歴史が織りなす風土を活かし、すべての人が協働することによって、土・水・緑・風が復活して、人も生きものもあらゆる生命が輝くまち、日本のトップランナーとして地球環境保全に貢献するまち（環境首都なごや）をめざします。

2050年の姿

2050年は、人まかせで済む遠い未来のことではなく、子供、さらに孫へと、今と確実につながっている時代です。2050年には更なる人口減少と高齢者の増加が予想されますが、私たちが思い描く2050年のなごやは、すべての人が環境問題を自分のことと捉えて連携・行動し、資源が無駄なく循環し、まちじゅうに緑があふれ、きれいな水と空気が保たれている持続可能な都市です。

また、涼しい海風をまちに引きこむ風の道など自然の力を最大限活用するとともに、駅周辺に都市機能を集積し、自動車から公共交通中心の歩いて暮らせる生活スタイルが定着して、人々は自然エネルギーなどの再生可能エネルギーを活用して豊かで快適な暮らしを送っています。さらに、環境を良くする技術の進展が新たな産業となり、雇用を生みだし、なごやの活力となっています。

伊勢湾流域圏では、上下流が互いに暮らしを支えあい、肥沃な大地と木曾三川などの豊かで清らかな水は、伊勢湾の海の幸を育てています。

○ 4つの環境都市像

2050年の環境都市ビジョンをめざすためには、「健康安全都市」、「循環型都市」、「自然共生都市」、「低炭素都市」という4つの環境都市像の実現が必要です。この4つの環境都市像の共通の取組としては、すべての人の主体的な協働、土・水・緑・風の復活などがあります。

4つの環境都市像



4つの環境都市像は
次頁以降をご覧ください。

2050年に向けた主な課題の解決に向けては、第2部第2章で整理したように、4つの環境まちづくりの方向性に基づき、2050年にめざすべき環境都市像を以下の「健康安全都市」、「循環型都市」、「自然共生都市」、「低炭素都市」とします。

1 健康安全都市

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち

- すべての人が環境に配慮した自主的な行動をとることで、お互いに快適な生活環境が保たれ、きれいな水と空気が保たれています。
- 適切な騒音、振動、地盤沈下などの防止対策が行われ、発生源の対策がさらに進み、生活を取り巻く環境が安全で快適に保たれています。
- 環境リスクの評価、事業者の対策がさらに適切に行われ、微小粒子状物質などの新たな環境汚染物質への対応が進んでいます。
- 化学物質等が適正に管理されているとともに、土壌汚染やアスベストなどに対する調査と対策が進み、健康で安全な生活環境が保たれています。
- 市民が化学物質等の有用性・環境影響等について、正しく知り、理解し、話し合い、情報が共有されています。

2 循環型都市

廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち

- 廃棄物などの発生抑制が大幅に進み、廃棄物からの資源・エネルギーの回収が徹底されています。
- 生ごみ・せん定枝などのバイオマスが飼料・肥料・燃料等として無駄なく利活用されるとともに、希少金属などの物質資源が循環利用されています。
- 廃棄物の中間処理の高度化等により適正処理が進むとともに、埋立量は極限まで削減されています。
- 環境コストが商品価格に反映され、消費者がそのコストを負担することにより、環境に配慮した製品設計が促進される「拡大生産者責任」が徹底されています。
- 商品のライフサイクル全体を通して、環境への負荷を少なくするよう配慮されており、その価値が正當に評価され、消費者に支持されています。

3 自然共生都市

生態系ネットワーク¹が広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち

- 身近な緑や水辺を増やし、それらをつないだ生態系ネットワークの拡大によって、風土にあった生きものの生息地が拡大し、緑や多様な生きものが身近に感じられます。
- 雨水の地中への浸透や地表・植物などからの蒸発散といった水循環が健全な状態に回復し、人にも生きものにもやさしい水辺や緑が身近にあります。
- 土・水・緑の復活と風の道²による自然空調が活かされています。
- 豊かな生態系が、きれいな水・大気の形成や健康・安全・快適な生活の向上に寄与しています。
- 伊勢湾流域圏の人的交流や地産地消が進み、流域全体が互いに支えあうことで、流域圏の豊かな生態系が保たれています。

4 低炭素都市

自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

- 自然エネルギーなどの再生可能エネルギーや人工排熱³などの未利用エネルギーの利用が促進されています。
- 超省エネ機器が普及するなど、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進み、少ないエネルギーの使用で快適な生活が営まれています。
- 公共交通を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅等の都市機能が適切に配置されています。
- 将来にわたり温室効果ガス濃度が安定化に向かうよう、温室効果ガスの発生量が大幅に削減されています。

1 生態系ネットワーク：保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核とし、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。

2 風の道：海、河川や緑地などからの冷涼な風の通り道のこと。

3 人工排熱：工場、オフィスビルの情報機器や空調に起因する建物排熱や自動車走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱などのこと。

2050年のイメージ図

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち

健康安全都市

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち



循環型都市

廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち

自然共生都市

生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち



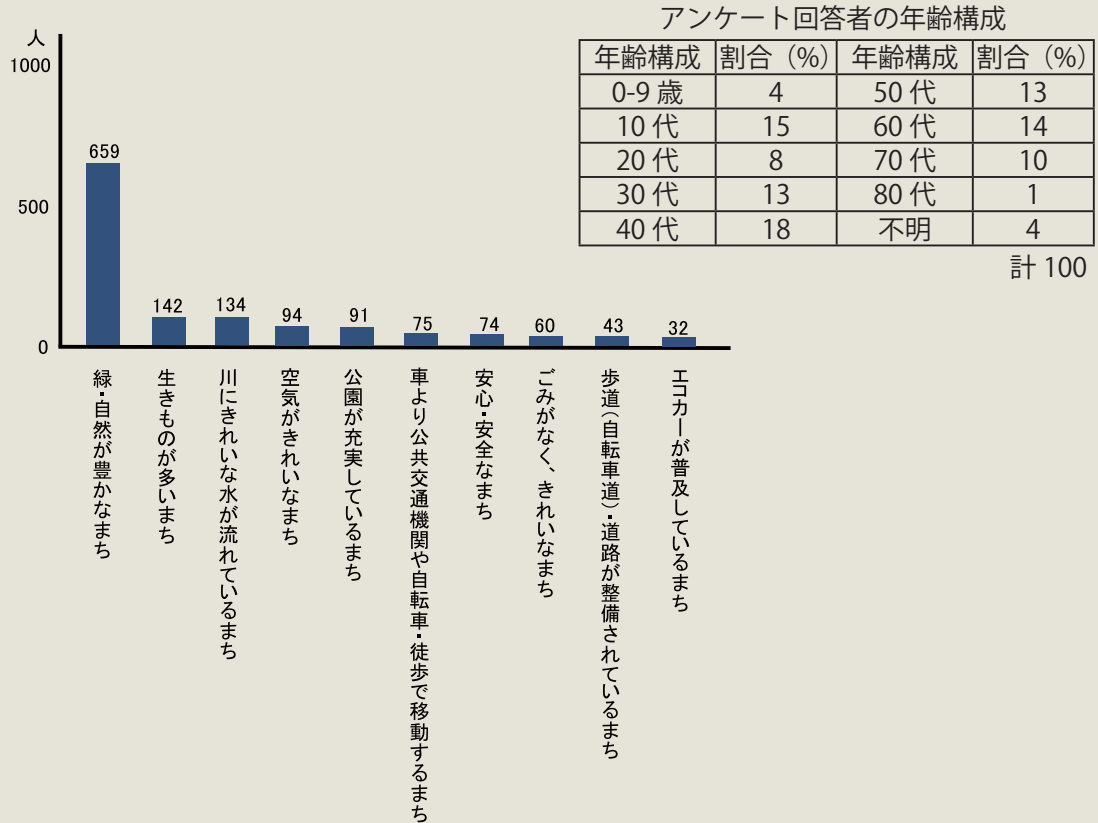
低炭素都市

自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

市民がのぞむ 2050 年のなごやの環境像 [1000 人アンケート]

このアンケートは、平成 22 年のイベント（まるはちの日、環境デーなごや、生物多様性交流フェア）等に来場された約 1000 人の方にご協力いただき、「40 年後の自分あるいは自分の子どもや孫に贈りたいなごやの環境像」について、自由記述方式でお答えいただきました。

回答者は 1,164 人、うち市内の人が 696 人、市外が 352 人、不明 116 人でした。



○「40 年後に贈りたいなごやの環境像」の回答

- 最も多かった回答が「緑・自然が豊かなまち」で全体の約 57%、次いで「生きものが多いまち」が約 12%、「川にきれいな水が流れているまち」が約 12%となっており、自然豊かなイメージが半数以上の割合を占めました。
- 自然環境以外では、第 4 位「空気がきれいなまち」（約 8%）、第 5 位「公園が充実しているまち」（約 8%）、第 6 位「車より公共交通機関や自転車・徒歩で移動するまち」（約 6%）、第 7 位「安心・安全なまち」（約 6%）となっていました。
- 「環境像」の回答に示されるように、望ましい環境像は、現在よりも緑が多く、自然とより多くふれ合える都市がイメージされているといえます。

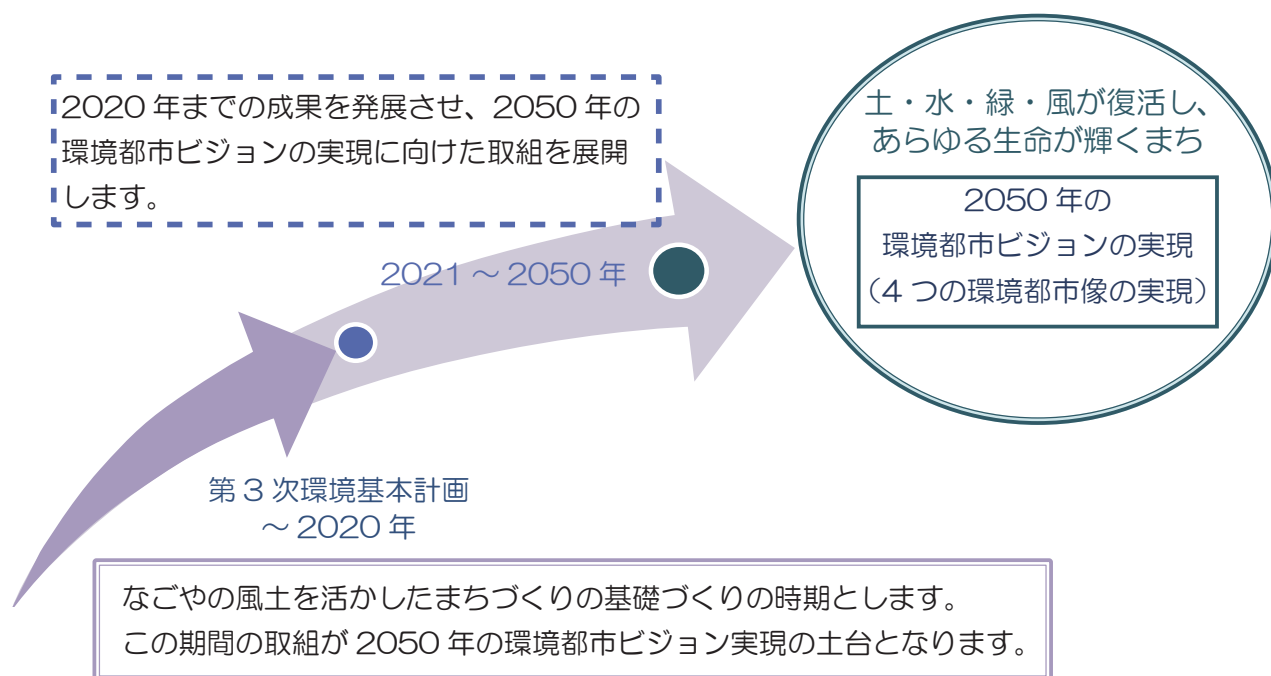
第4部 2020年に向けた 施策の大綱

第4部では、2050年の環境都市ビジョンを実現するために、2020年までの施策の方向等を示します。

第1章 2020年に向けた目標と6つの視点

1 2050年の環境都市ビジョンをめざして

第3部で示した2050年の環境都市ビジョンの実現に向けては、社会・経済的な状況の変化にも柔軟に対応しながら、着実に取組を進めていきます。2020年までの10年間は、2050年に向けて土台となる取組を展開していきます。



2 2020年目標

2050年の環境都市ビジョンの実現に向け、その基礎となる2020年までは、次のとおり目標を掲げ取組を推進していきます。

風土を活かし、ともに創る 環境首都なごや

(1) 風土を活かす

本市は、植物が育ちやすい温暖な気候であり、比較的大規模な東山の森などの緑地や西部の水田等が残り、本市の特徴でもある広幅員道路や数多い道路、河川や運河など、市内に自然のネットワークを創生することができます。

また、本市の昼間人口当たりの鉄道延長は、東京・大阪を上回る高い水準にあり、自動車から公共交通中心の省エネルギーで快適に暮らせるまちを実現することができます。

現在の環境問題の解決には、エネルギー利用や自然保護などの要素ごとに問題を捉えるだけでなく、自然環境、産業、交通、歴史・文化、まちづくりなどと結び付いた総合的な対応が必要となります。

そのため、なごやの気候・地形などの自然環境や、なごやのまちの持つ恵まれた可能性を「なごやの風土」として活かした環境まちづくりの実現をめざします。

(2) ともに創る

持続可能な社会の実現には、すべての人が、環境問題を自分のことと捉え、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人の育成をめざすことが大切です。また、社会経済活動の中で環境問題に高い意識をもって協働・連携し、自ら行動できる人づくりが大切です。

そのためには、相互に情報を持ち寄り、ともに学び合い、学んだことを実践し、さらに他者へ普及する、すべての人の参加・協働を図ります。

また、環境に配慮する事業者の行動や取組が、消費者である市民の消費活動に支えられ、社会経済が発展・活性化する関係を築いていきます。

さらに、伊勢湾流域圏など市域を超えた連携や、愛・地球博や COP10 等の経験を活かし、国外の自治体との連携を進め、持続可能な社会の実現をめざします。

コラム

風土

私たちは、地形、気候、太陽の光、大気、水、土壌、生きものなどの自然環境に囲まれ、これらの自然環境に関わりながらなごやの主要な産業が生まれ、文化が築かれるなど、自然からの恵みは衣食住だけにとどまらず、社会経済活動にも大きく影響しています。

私たちの暮らしは、なごやの自然環境とともに築かれてきた歴史や文化と切り離して考えることはできません。将来のなごやの自然環境や文化を、どのような姿にするかは、現在の私たちの行動にかかっています。

本計画では、自然環境に限らず、歴史・文化、風景など人と自然環境との関わり、人の暮らしや社会経済との関係性を含めて、「風土」という捉え方をしています。また、なごやには連携・協働を活かした暮らしが息づいており、このような人と社会との関係性も「風土」に含めて考えていきます。

3 2020年に向けた視点

2050年の環境都市ビジョンを実現するためには、第2部第1章のなごやの風土が持つ5つの可能性を活かすことが大切です。そのため、2020年までの環境施策を展開するにあたり、なごやの風土が持つ可能性を踏まえ、取組を進めるにあたっての6つの視点をまとめました。

なごやの風土が持つ5つの可能性

- 温暖な気候により植物が育ちやすい。また、道路緑化と河川、残存する樹林地、農地がつながることにより、生物多様性を支える自然のネットワークを形成する可能性がある。
- 公共交通機関の活用や、広い道路空間の再配分により公共交通と徒歩・自転車を中心とした生活スタイル確立の可能性がある。
- 愛・地球博、COP10で市民の環境意識が一層向上し、ごみ減量で培った「協働」の力が他の分野にも拡大できる可能性がある。
- ものづくりの技術が先端的産業技術の集積へと発展した土地柄であり、環境の分野においても先進的な技術革新の可能性がある。
- 木曾三川を中心とした上下流交流の歴史と、愛・地球博とCOP10の経験を活かした国内外の自治体との連携の可能性がある。

なごやの風土が持つ5つの可能性を活かす6つの視点

視点1 土・水・緑・風の復活をめざしたまちづくり

土・水・緑の再生を進め、自然が本来持つ調整機能を都市に回復し、人も生きものも快適に暮らせるまちをめざします。

視点2 集約連携型都市構造をめざしたまちづくり

公共交通にアクセスしやすい鉄道駅等を中心とした歩いて暮らせる圏域に都市機能の集約化を進め、エネルギー消費の少ないまちの実現をめざします。

視点3 健康・安全で快適な生活基盤の保全

大気や水環境を良好な状態に保ち、健康で安全、かつ快適な生活環境を保全します。

視点4 すべての人が主役となった参加・協働

一人ひとりが環境に負荷を与える一方、自然の恩恵にあずかっている認識をもち、すべての人が積極的に環境配慮活動を行います。

視点5 地域活力を生む環境と経済・社会の好循環

環境配慮の取組が環境ビジネスの拡大や雇用の創出を生み、持続可能な社会を築き、環境と経済・社会が好循環する社会をめざします。

視点6 広域的な視点にたった持続可能な社会づくり

私たちの暮らしが市域外の地域・生態系に支えられていることを自覚し、広域的な視点にたち、持続可能な社会の実現をめざします。

視点1 土・水・緑・風の復活をめざしたまちづくり

(1) 自然のネットワーク化と生物多様性が向上したまちづくり

既存の土・水・緑を保全し、民有地の緑化や広幅員道路における緑化等を進め、名古屋港に連なる河川・運河等の水面軸も活用して、土・水・緑のネットワーク化を図るとともに、生物多様性及び生態系の質が向上したまちづくりをめざします。

(2) 自然の力を活用した快適なまちづくり

土・水・緑の再生を進め、木々の緑陰による日射防止や、植物・水面・地面からの蒸発散による気温の調節機能の回復を図るなど、自然の力を活用した快適なまちづくりをめざします。

(3) 暮らしに潤いと彩りのあるまちづくり

都市公園や市民農園、親水広場、街路樹など、緑の保全・創出や水辺空間の整備により、身近に自然が感じられる環境づくりを進めます。

視点2 集約連携型都市構造をめざしたまちづくり

(1) 駅そば生活圏¹の形成

鉄道駅等を中心に歩いて暮らせる圏域に住宅・店舗・オフィス・利便施設などの都市機能の集約化を図り、公共交通にアクセスしやすい場所に多くの人々が暮らす「駅そば生活圏」の形成に向けた土台づくりをめざします。

(2) 環境にやさしい交通体系の構築

自動車から公共交通機関、徒歩・自転車への転換を促し、公共交通を中心とした、エネルギー消費の少ない低炭素な都市への転換をめざします。

(3) 自然エネルギーなど、再生可能エネルギーの利用

自然エネルギーなど再生可能エネルギーや、人工排熱等の未利用エネルギーの利用を進めます。また、省エネルギー機器の普及などにより、エネルギーの効率的な利用を図っていきます。

視点3 健康・安全で快適な生活基盤の保全

なごやの風土の持つ可能性を活かした環境施策を進めていく上で、生活基盤を確保していくことが大切です。このため、大気や水環境を良好な状態にし、健康で安全、かつ快適な生活環境を保全します。

1 駅そば生活圏：住宅・店舗・職場などが駅のそばに集まり、自転車、公共交通機関を利用して歩いて暮らせる駅そばの生活エリア。

視点4 すべての人が主役となった参加・協働

(1) 暮らし・ビジネスのあらゆるシーンで環境配慮の活動

本市のごみ減量を支えた「協働」を、生物多様性の保全や地球温暖化防止などの地球環境問題への取組に拡大し、環境に配慮することが当たり前となるようなライフスタイル・ビジネススタイルをめざします。また、「ごみ非常事態宣言」後の市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の取組で培われた分別文化をさらに発展させ「ごみも資源も減らす・活かす」という観点から取組を進めます。

(2) 環境問題を自分のことと捉え、行動する人を育て、行動の輪を広げます

環境問題は、市民も事業者も、被害者と原因者の両方の立場を併せ持っているため、現在の暮らしが将来のなごやの環境に与える影響を認識し、将来の環境問題についても自分のこととして捉え、行動できる人の輪が広がっていくことをめざします。

視点5 地域活力を生む環境と経済・社会の好循環

(1) 環境ビジネスを支援し、地域活力の向上

これまで培われたなごやのものづくり技術や産業文化を生かし、環境・エネルギー課題に対する技術開発を支援し、環境産業の育成や経済の活性化をめざします。

(2) 環境にやさしい消費行動と事業活動の促進

環境保全に積極的な事業者を選択する消費者の環境行動が、事業者の環境にやさしい商品等の改良・開発につながる、環境と経済・社会の好循環をめざします。

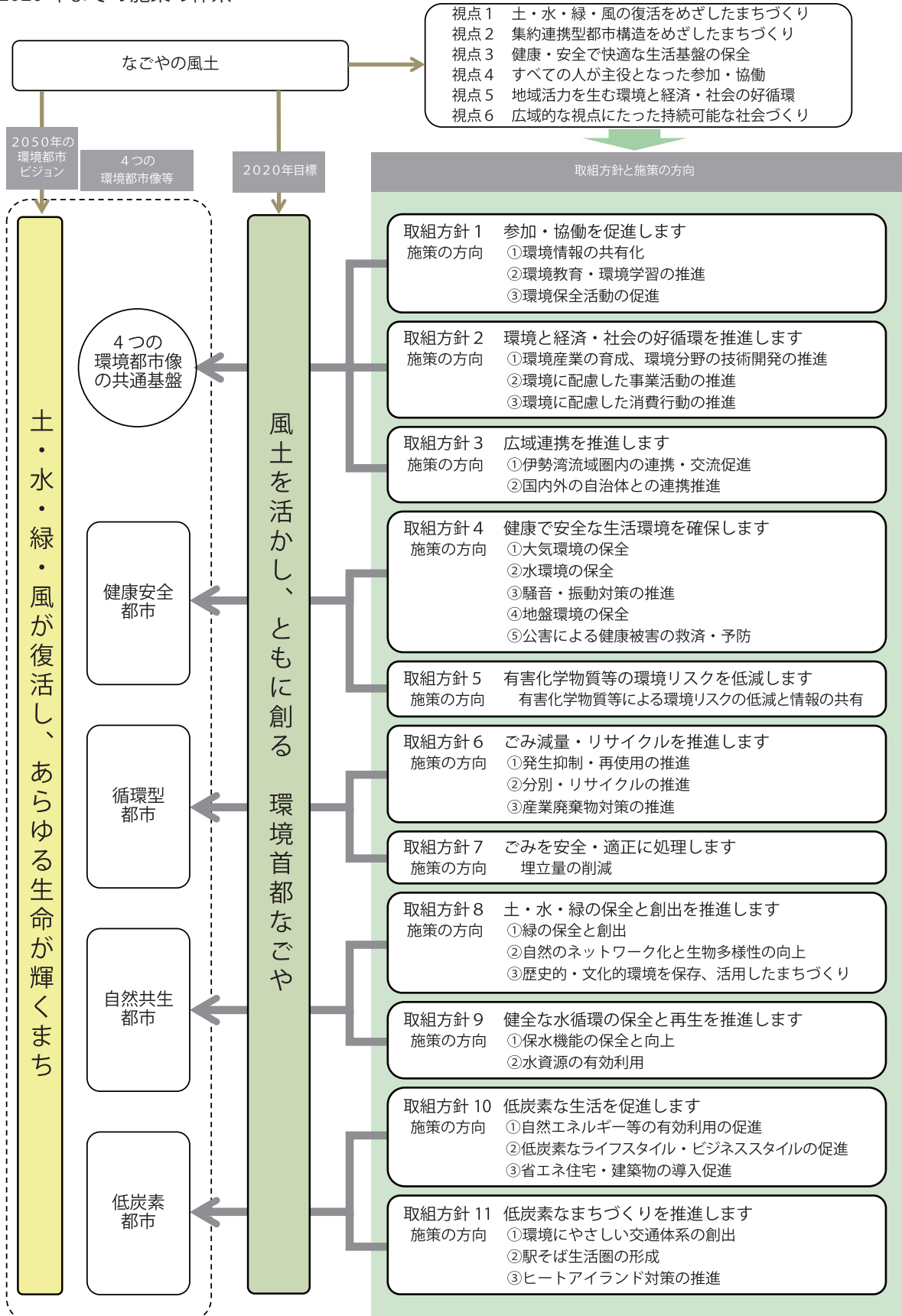
視点6 広域的な視点にたった持続可能な社会づくり

環境問題は市域の範囲だけでは捉えきれないものであるため、広域的な視点に立ち、伊勢湾流域圏の連携・交流を図ります。また、愛・地球博、COP10の経験を活かして、国内・国外の自治体との連携・交流を図るとともに、環境の保全と社会・経済の持続可能な社会の実現をめざします。

第2章 施策の体系

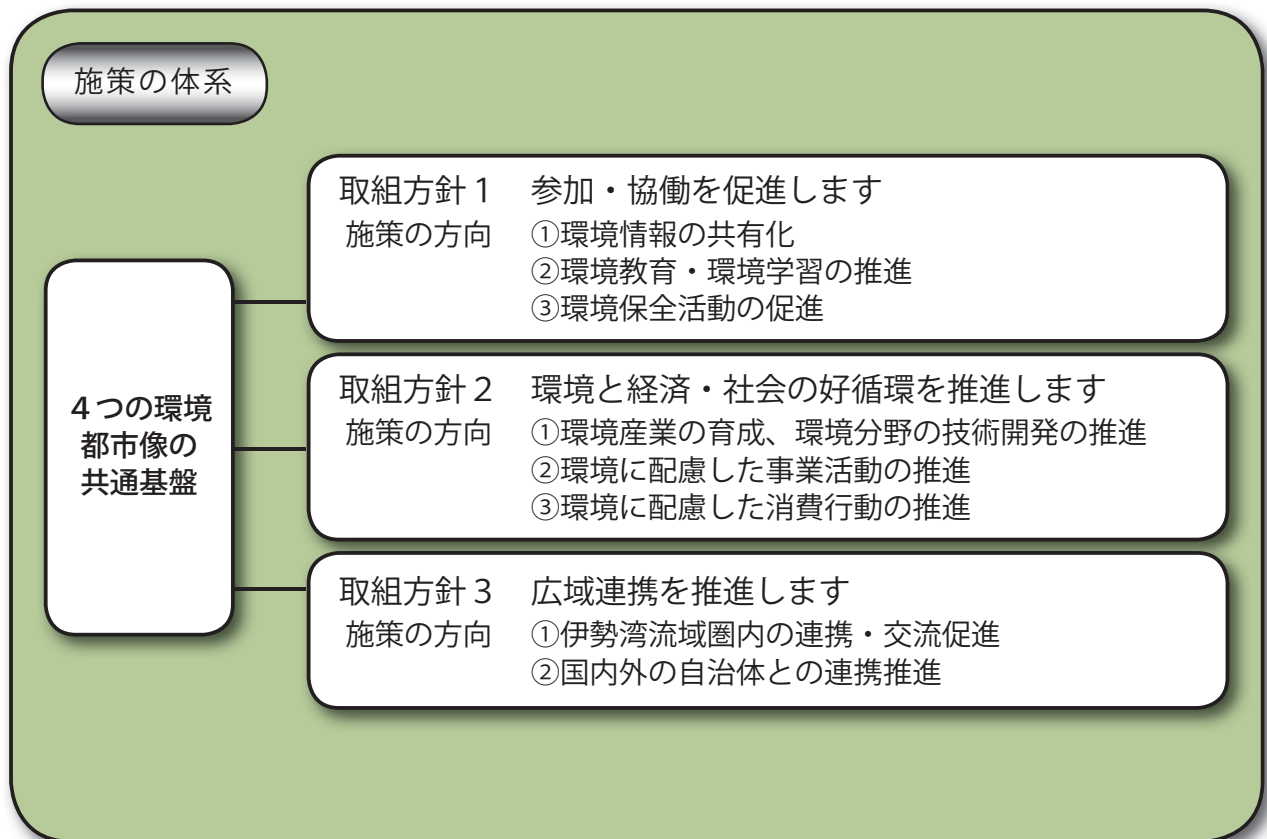
2020年目標「風土を活かし、ともに創る 環境首都なごや」を実現するために、なごやの風土の持つ可能性を活かした視点を踏まえ、「健康安全都市」「循環型都市」「自然共生都市」「低炭素都市」の4つの環境都市像の実現に向けた2020年までの取組方針などを示します。

■ 2020年までの施策の体系



第3章 4つの環境都市像の共通基盤

2050年の4つの環境都市像の実現に向けて共通基盤となる2020年までの取組方針などを以下に示します。



第4部第3章「4つの環境都市像の共通基盤」、第4章「4つの環境都市像を実現するための取組」では、市の取組を整理しています。

その中で、特に市民や事業者の参加・協働によって進める取組については、それぞれ右欄に「○」を付けて示しています。

※市民・・・市民団体、NPO等を含めて「市民」としています。

※事業者・・・事業者団体、NPO等を含めて「事業者」としています。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| ○XXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXX (XXXXXX局) | ○ | ○ |

取組方針1 参加・協働を促進します

すべての人の参加・協働を促進するため、環境情報の共有化を図るとともに、環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を促進します。

指 標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|--|-----------------|----------|
| なごや環境大学の活動参加者数 | 20,901人 | 30,000人 |
| 環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合 ^{※1} | 54.1% | 60% |
| 環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合 ^{※1} | 6.9% | 20% |

※1 市民アンケート調査

取組方針1 参加・協働を促進します

施策の方向① 環境情報の共有化

ホームページや広報誌などを活用し、分かりやすい情報を発信することにより、環境情報の共有化を図ります。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに 進める取組 | 特に事業者とともに 進める取組 |
|---|-------------------|--------------------|
| ○環境情報の発信 環境の現状、環境の保全に関してとりまとめた「名古屋市環境白書」や、ごみ・資源の処理に関してとりまとめた「名古屋ごみレポート」などを発行するとともに、ホームページでの情報発信など、市民・事業者に関する環境に関する情報を提供します。 (環境局) | ○ | ○ |
| ○環境情報の収集 環境情報を収集するために、市民・事業者との協働で、市民調査隊、環境モニターなどを実施します。 (環境局) | ○ | ○ |
| ○事業者の表彰制度 エコ事業所認定制度に基づく表彰制度を拡充し、まちづくりに寄与する取組に対して表彰制度を設けるとともに、優良事例を積極的に情報提供します。 (環境局) | ○ | ○ |

施策の方向② 環境教育・環境学習の推進

次代を担う子どもたちの発達段階に応じた環境学習を推進するなど、地域や学校等での環境教育・環境学習を推進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○次世代環境学習の推進 幼稚園・保育所（なごやエコキッズ）および小中学校・高等学校・特別支援学校（なごやエコスクール）に、環境情報ネットを使った情報提供や出前授業を実施します。また、幼稚園・保育所、小学校に「環境サポーター」を派遣し、環境にやさしい取組を支援します。大学では、大学祭実行委員会と協働し、大学祭等でのエコ企画などを実施します。 （環境局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○エコ・フレンドシップ事業 自然体験や環境を守る人との交流を図る「環境未来探検隊の活動」、環境を守るために自分たちができることについて話し合う「子ども環境会議」などの取組を行います。 （教育委員会）</p> | ○ | |
| <p>○地域における環境教育 身近な環境問題への意識の高揚や、行動するきっかけづくりを目的として、地域での環境保全に関する講習会や教室などを開催します。 （環境局）</p> | ○ | |
| <p>○自然体験型環境学習の推進 自然観察会、水辺の環境学習、池干し、里山の手入れ、藤前干潟での保全活動、各地での森づくり活動を実施するとともに、自然体験型環境学習を推進します。 （環境局、緑政土木局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○なごや環境大学 市民・企業・大学・行政等の協働により、「持続可能な地球社会」を支える人づくり、人の輪づくりをめざし、屋外、屋内問わず「まちじゅうをキャンパス」として環境学習・環境活動を展開します。 （環境局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○環境学習センター 身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、楽しみながら体験・学習できる拠点施設として、バーチャルスタジオやワークショップ、NPO・事業者等の取組の企画展示等を充実し、環境学習を推進します。 （環境局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○東山動植物園 東山動植物園再生プラン新基本計画に基づき、動植物の展示、環境教育、調査研究、種の保存に取り組み、自然の素晴らしさや大切さを体験、体感することによる環境学習を推進します。 （緑政土木局）</p> | ○ | |

取組方針1 参加・協働を促進します

施策の方向③ 環境保全活動の促進

なごや生物多様性センターを拠点とした活動やイベントの開催等を通して、市民・事業者の環境保全活動を促進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○なごや生物多様性センター 多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごやを実現するため、様々な団体と連携し、なごやの身近な自然の調査、保全活動を進め、生きものに関する情報を集約し発信します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○環境イベントの実施 市民・事業者・行政がともに考え、環境問題への理解と関心を深め、具体的な行動を実践するきっかけとする環境イベントを実施します。 (環境局はじめ関係局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○EXPO エコマネーの推進 環境に配慮した行動をポイント化し、EXPO エコマネーの仕組みを通じた市民の環境保全活動を促進します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○まちの美化 「町を美しくする運動」を推進し、美化推進重点区域を中心に、各区で清掃活動（クリーンウォーキング）や啓発活動等を実施します。 (市民経済局、環境局はじめ関係局)</p> | ○ | ○ |

取組方針2 環境と経済・社会の好循環を推進します

環境産業（環境・エネルギー課題解決産業等）の育成や環境分野の技術開発を推進します。また、環境産業の育成支援を行うなど、環境に配慮した事業活動を推進するとともに、市民による環境に配慮した消費行動を推進します。

指 標

| 指標項目 | 現状値 (2010 年度) | 2020 年度目標 |
|---|--------------------|-----------|
| エコ事業所認定数 ^{※1} | 1,284 件 | 2,800 件 |
| 省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合 ^{※2} | 37.0% (2011 年度) | 50% |
| 商品の環境情報が十分と感じている市民の割合 ^{※3} | 30.8% | 40% |

※1 低炭素都市なごや戦略実行計画（2011年12月策定）に掲げられている指標です。

※2 名古屋市景況調査

※3 市民アンケート調査

取組方針2 環境と経済・社会の好循環を推進します

施策の方向① 環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進

環境産業の企業立地を支援するなど環境産業の育成、環境分野の技術開発を推進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○環境・エネルギー分野における産業振興 次世代自動車などの環境・エネルギー課題解決産業を重点産業分野に位置づけ、本市への企業立地を支援します。 (市民経済局)</p> | | ○ |
| <p>○調査・研究の推進 環境浄化に関する技術や資源リサイクル等の環境課題に対応した調査や研究を推進し、情報の提供や技術シーズ¹の企業移転に努めます。 (市民経済局)</p> | | ○ |
| <p>○自然エネルギーの積極的な導入支援 自然エネルギーの普及拡大を図るため、太陽光・太陽熱をはじめとする自然エネルギーの導入を積極的に支援します。また、自然エネルギーなどを効率的に利用するシステムなど最新環境技術の導入を促進します。 (環境局、市民経済局、総務局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○低炭素型ビジネスの育成・支援 金融機関による低利融資・環境格付け評価において、地球温暖化対策計画書制度やエコ事業所認定制度での高評価事業所が優遇される制度設計や、産官学による低炭素経営をめざす事業者の評価制度の研究を進めるほか、各種団体が実施する補助・融資等の制度が活用しやすい仕組みづくりを進めるなど、支援制度の充実を検討します。 (環境局)</p> | | ○ |

1 技術シーズ：新技術の発展につながる可能性を秘めた発見や技術等。

施策の方向② 環境に配慮した事業活動の推進

環境への負荷の少ない事業活動を促進・支援する、エコ事業所認定制度を強化するなど環境に配慮した事業活動を推進します。また、市自らも率先して環境に配慮した事業活動を実践します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○エコ事業所認定制度の強化 環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所をエコ事業所として認定し、事業活動における自主的な取組を支援します。また、認定事業所のさらなる環境配慮活動を促すため、一定条件を満たした事業所を上位段階に評価するステップアップ制を導入します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○環境影響評価制度¹ 環境影響評価制度の適切かつ円滑な運用を通じ、適正な環境配慮の確保を推進します。さらに、事業計画のより早期の検討段階において環境配慮の検討を促進することができる制度の導入を図ります。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○環境保全設備資金融資制度 環境への負荷が少ない事業活動を促進するため、環境保全設備資金融資制度による助成などの支援を行います。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○生物多様性に配慮した事業活動の促進 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造に向け、生物多様性と事業活動の関わりなどを分かりやすく啓発するほか、生物多様性に配慮した事業活動を促進します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○公害防止・環境保全の監視等 公害防止計画・環境保全計画の策定、監視及び測定などの義務を定めた公害防止協定・環境保全協定を事業者と締結し、環境に配慮した事業活動を推進します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○名古屋市役所環境行動計画 2020 の推進 市民・事業者に率先して本市が取り組むべき環境に配慮した事業活動を実践します。また、この活動を推進する仕組みとして「なごや環境マネジメントシステム (N-EMS)」を運用します。 (環境局はじめ関係局)</p> | | |

1 環境影響評価制度：道路や鉄道の建設、大きな建物の建築などの事業を行う場合に、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政が意見を出し合い、事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組み。

取組方針2 環境と経済・社会の好循環を推進します

施策の方向③ 環境に配慮した消費行動の推進

環境にやさしい商品や事業者を選ぶグリーン購入を推進するなど、環境に配慮した消費行動を推進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○グリーン購入の推進</p> <p>消費行動を通じて環境負荷を減らすために、消費者である市民が日常的な買い物を通じて、環境にやさしい商品・事業者を選ぶグリーン購入を促進します。また、事業者は、事業者向け名古屋市グリーン購入ガイドラインに基づき、市は、名古屋市グリーン購入ガイドラインに基づき、グリーン購入を推進します。</p> <p style="text-align: right;">（環境局はじめ関係局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○地産地消の推進</p> <p>地場農産物を扱う朝市・青空市などを推進します。</p> <p style="text-align: right;">（緑政土木局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○生物多様性に配慮した消費行動の促進</p> <p>環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造に向け、日常生活と生物多様性の関わりなどをわかりやすく啓発するほか、生物多様性に配慮した消費行動を促進します。</p> <p style="text-align: right;">（環境局）</p> | ○ | |

取組方針3 広域連携を推進します

伊勢湾流域圏内の連携・交流を促進するとともに、国内外の自治体との連携を進め、環境に関する広域連携を推進します。

指 標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|---|-----------------|----------|
| 伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を価格が少し高くても優先して選ぶ市民の割合 ^{※1} | 16.1% | 30% |
| 木曽川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合 ^{※1} | 51.0% | 70% |

※1 市民アンケート調査

取組方針3 広域連携を推進します

施策の方向① 伊勢湾流域圏内の連携・交流促進

木曾三川を中心とした流域圏内の交流を促進するなど、伊勢湾流域圏内の連携・交流を促進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○流域圏交流の促進</p> <p>市民を対象とした木曾川の水源地等で植樹などの保全活動や、市内の小学生親子を対象とした水源林での間伐作業の体験などで上下流交流を図りながら水環境保全に努めます。また、木曾三川流域の経済交流を図るため、流域の農作物や特産物を販売する「エコ市」を開催します。名古屋市民御岳休暇村では、広大な自然の保全活用を図りながら地元と協働して、体験事業や環境学習プログラムを実施します。</p> <p style="text-align: right;">（上下水道局、市民経済局、環境局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○流域自治体間の連携・協働の促進</p> <p>COP10を機に、木曾三川流域の水環境を守っていくことを流域自治体の総意として発信した「流域自治体宣言¹」を基盤として、流域自治体と連携・協働し、団体・市民レベルでの交流を発展させる具体的方策について、検討し、実施します。</p> <p style="text-align: right;">（上下水道局）</p> | ○ | ○ |
| <p>○平成の名古屋市民の森づくり</p> <p>本丸御殿の復元に多量の木曾の山の木材を使用することをきっかけとした、上下流の市民交流を進めるため、市民が木曾川上流の森で植樹、下草刈りなど豊かな山を育てることを体験する「平成の名古屋市民の森づくり」事業を実施します。</p> <p style="text-align: right;">（市民経済局）</p> | ○ | |
| <p>○伊勢湾の再生の推進</p> <p>伊勢湾流域圏の環境改善をめざすため、関係自治体などとの連絡・調整会議に参加し、水環境などの調査・研究及び普及啓発を実施します。また、木曾川の上流部に下水処理施設を持つ自治体と健全な水循環の構築をめざし、水処理に関する情報や技術の交換を実施します。</p> <p style="text-align: right;">（総務局、環境局、上下水道局）</p> | ○ | |

1 流域自治体宣言：COP10 生物多様性交流フェア会場で開催された流域自治体フォーラムにおいて、生物にとって欠かすことのできない大切な水について、木曾三川流域の参加市町村が共同でとりまとめたもの。水でつながる多様な生物の輪を守るため、水でつながる流域の自治体が、人の和をもって連携・協働し、森・川・海からなる水の環を健全に守っていくことを宣言したもの。

施策の方向② 国内外の自治体との連携推進

COP10の成果を引き継ぐなど、国内外の自治体間における連携を推進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○2012年生物多様性国際自治体会議に向けた準備会議等 COP10の関連会議であった「生物多様性国際自治体会議」の成果を継承するため、国際自治体会議準備会議を開催するなど、COP11時の国際自治体会議の開催に向けて、国際的な連携を推進します。 (環境局)</p> <p>○国際協力の推進 開発途上国の環境保全の取組をすすめるために、研修生を受け入れます。また、ICLEI¹の国際間のネットワークにより国内外の自治体との連携・協力を実施します。 (環境局はじめ関係局)</p> <p>○カーボン・オフセット²の制度の活用 東海三県一市のデータベースを構築するとともに、地域固有のカーボン・オフセット用のクレジットを創出し、仲介及び取引の支援をします。 (環境局)</p> | <p>○</p> | <p>○</p> |

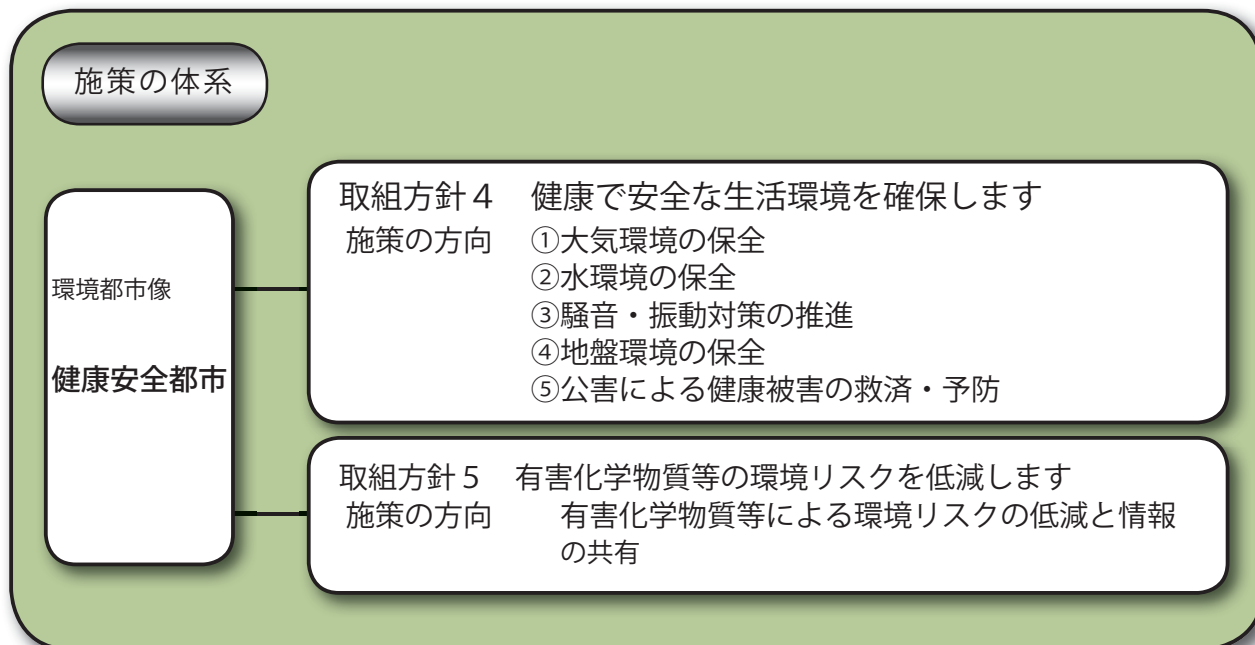
1 ICLEI：International Council for Local Environmental Initiatives（国際環境自治体協議会）の略。「イクレイヤー持続可能性をめざす自治体協議会」は、持続可能な開発を公約した自治体・自治体協会で構成された、民主的で国際的な連合組織。世界70カ国、1,227（2010年7月現在）の自治体が参加し、気候変動などの課題の解決に向け、国際的な視野を持って地域での取組を進めている。

2 カーボン・オフセット：自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせること。

第4章 4つの環境都市像を実現するための取組

1 健康安全都市

2050年の「健康安全都市」の実現に向け、2020年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

大気や水環境を保全するなど健康で安全な生活環境を確保します。

指標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|---------------------------------------|----------------------|------------------|
| 大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率 ^{※1} | 77.8% | 100% |
| 水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率 ^{※1} | 72.0% | 100% |
| 自動車騒音の環境基準達成率（幹線道路全体） ^{※2} | 91%（昼夜間） (2009年度) | 95%（昼夜間） |
| 1cm以上の地盤沈下域面積 | 0km ² | 0km ² |
| 名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合 ^{※3} | 22.5% | 30% |
| 名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合 ^{※3} | 41.7% | 50% |
| 名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合 ^{※3} | 23.9% | 40% |

※1 達成率：環境目標値を達成した地点／調査地点

※2 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン（2010年12月策定）に掲げられている指標です。

※3 市民アンケート調査

施策の方向① 大気環境の保全

大気汚染の常時監視や規制指導を行うなど大気環境を保全します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○大気汚染の常時監視 大気汚染の常時監視及び有害大気汚染物質のモニタリングを実施し、大気汚染の状況を把握します。また、微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視体制の充実を図るなど、新たな環境汚染への対応を進めます。 (環境局)</p> | | |
| <p>○大気汚染物質の規制指導 環境基準や環境目標値を達成するために、工場・事業場に対し、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出削減の規制指導を実施します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○自動車排出ガス対策の推進 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン¹に基づき、自動車排出ガスに起因する大気汚染対策を総合的・計画的に推進します。また、最新規制適合貨物自動車等への代替促進、次世代自動車の導入を推進します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○悪臭防止対策の推進 悪臭を発生する工場・事業場等に対して、規制基準の遵守状況を確認するための検査及び、悪臭対策の規制指導を実施します。また、悪臭対策指導指針に基づき市民から公募したパネル（臭気の強さを判定する人）による測定を実施し、必要な指導を行います。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○石綿対策の推進 建築物を解体する事業者に対し、石綿の使用状況を確認するほか、石綿除去工事の際に大気中への石綿の飛散防止対策の遵守状況を確認します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○エコドライブの促進 条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）を促進します。また、エコドライブ講習を受講し事業所内で積極的に実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」を認定し、事業所におけるエコドライブの普及・実践を促進します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |

1 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン：自動車の環境対策について2020年を中期的目標年として、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策、エコカー普及の4項目について具体的な目標を定め、目標達成に向けての取組を進めるもの。

取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

施策の方向② 水環境の保全

水質汚濁の常時監視や規制指導を行うなど水環境を保全します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○水質汚濁の常時監視 河川等において水質調査を実施し、公共用水域及び地下水の水質の状況を把握します。 (環境局)</p> | | |
| <p>○水質汚濁の規制指導 環境基準や環境目標値を達成するために、工場・事業場に対し水質汚濁防止の規制指導を実施します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○河川維持水量の確保 水量の豊かな河川からの導水や地下水、ため池の水の有効利用、下水道の高度処理水の活用により、河川などの水量の確保と水質の改善を推進します。 (緑政土木局)</p> | | |
| <p>○堀川の水環境改善 堀川の水環境改善のため、ヘドロ除去などにより水質の改善を推進します。 (緑政土木局)</p> | | |
| <p>○閉鎖性水域¹の環境改善対策 海域の富栄養化防止のために、COD、窒素及びリンの排出について規制指導を行います。 (環境局)</p> | | |
| <p>○下水道整備の推進 下水道における水環境向上施策として、高度処理²の導入や合流式下水道³の改善を推進します。 (上下水道局)</p> | | |
| <p>○水質汚濁防止の普及啓発 市民による水質モニタリングなどを通して水質保全の啓発をします。 (環境局)</p> | ○ | |
| <p>○災害応急用井戸の指定 災害時の応急給水体制を補完し、地域住民に対し飲用を除く生活用水を提供するため、災害応急用井戸を指定します。 (環境局、健康福祉局)</p> | ○ | ○ |

1 閉鎖性水域：湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域のこと。自然の自浄作用が緩慢なため人為的な富栄養化の影響を受けやすい。
2 高度処理：従来の処理方法に比べ主に窒素・リンを多く除去できる処理方法。
3 合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。

施策の方向③ 騒音・振動対策の推進

騒音・振動の実態監視や騒音・振動防止のための規制指導を行うなど、騒音・振動対策を推進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○騒音・振動の実態監視 自動車・鉄道による騒音・振動の状況や航空機による騒音の状況等を把握するために実態監視を実施します。 (環境局)</p> | | |
| <p>○騒音・振動防止対策のための規制指導 工場・事業場及び工事現場等に対し、騒音・振動防止のための規制指導を実施します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○幹線道路における自動車騒音の改善 第2次なごや自動車環境対策アクションプランに基づき、自動車騒音対策において優先的に取り組む区間を定め、交通量・交通流対策等も含めた総合的な騒音対策を関係機関の協力を得て推進します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○低騒音（排水性）舗装の実施 騒音など沿道環境の悪化が著しい幹線道路において、舗装の補修にあわせて低騒音（排水性）舗装を推進します。 (緑政土木局)</p> | | |

取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

施策の方向④ 地盤環境の保全

土壌・地下水汚染の規制指導や地盤沈下の監視指導を行うなど、地盤環境を保全します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>○土壌・地下水汚染の規制指導 人の健康被害の防止及び生活環境の保全のため、事業者等に対し、土壌・地下水汚染対策の規制指導を実施します。また、自主的な調査により汚染が判明した場合についても、適切な土壌・地下水汚染対策を促進します。 (環境局)</p> <p>○地盤沈下の監視・指導 地盤沈下や地下水位の観測を行うとともに、地盤沈下対策として、工場・事業者等からの揚水量の削減指導を行い、事業者の自主的な削減を促します。また、規制対象外の小口径井戸（井戸設備）について、地下水採取量の報告を義務化し、地盤環境の把握に努めます。 (環境局)</p> <p>○地下水かん養¹の促進 雨水の地下浸透の普及啓発に努めます。 (環境局)</p> <p>○工業用水道の利用促進 地盤沈下防止のために、工業用地下水の代替水源である工業用水道の利用を促進します。 (上下水道局)</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |

取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

施策の方向⑤ 公害による健康被害の救済・予防

公害認定患者に対する救済など、公害による健康被害の救済と予防に努めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○公害認定患者の救済 大気汚染による公害認定患者に対する補償給付及び医療費助成を実施します。 (環境局)</p> <p>○公害保健福祉事業等の推進 公害認定患者の健康の回復、保持及び増進や大気汚染の影響による市民の健康被害を予防し健康の回復を図るための取組を推進します。 (環境局)</p> <p>○石綿による健康被害者の救済 救済制度の相談、申請等の受付窓口を設置し、健康被害者の救済に努めます。 (環境局)</p> <p>○調査・研究 大気汚染が健康に及ぼす影響等について、情報収集や調査・研究に努めます。 (環境局)</p> | | |

1 地下水かん養：雨や河川水が地下浸透して帯水層に水が補給されること。市街化に伴い、農地・林地などが舗装道路に変わり、地下水のかん養が阻害されつつあり、透水性舗装・浸透ますの普及を図っている。

取組方針5 有害化学物質等の環境リスクを低減します

有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有化を図ります。

指 標

| 指標項目 | 現状値 | 2020 年度目標 |
|--|----------------------------|---------------------|
| 化管法 ^{※1} に基づく化学物質 ^{※2} の届出排出量の合計 | 1,500 トン / 年間 (2009 年度) | 1,500 トン / 年間 未滿 |

※1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※2 第一種指定化学物質

取組方針5 有害化学物質等の環境リスクを低減します

施策の方向 有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有

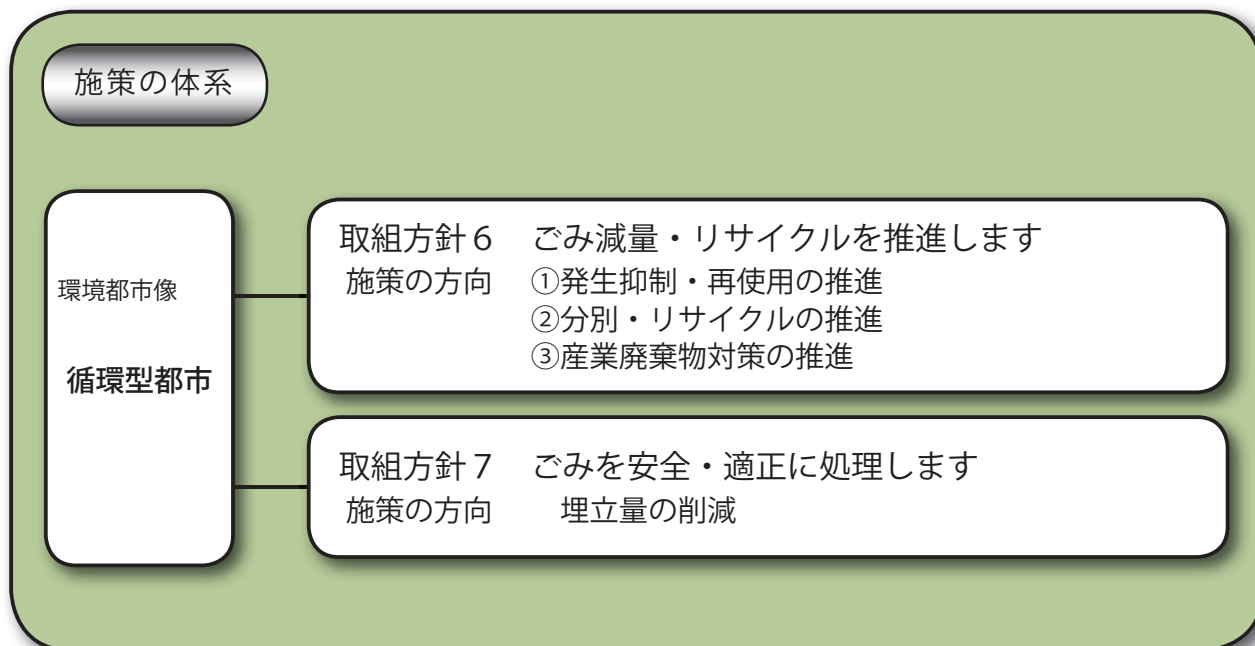
ダイオキシン類の監視指導や化学物質の適正管理を促進するなど、有害化学物質による環境リスクの低減と情報の共有に努めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○ダイオキシン類の監視指導 環境中のダイオキシン類による汚染状況を把握するとともに、工場・事業場に対し、規制指導を実施します。 (環境局)</p> | | |
| <p>○化学物質の適正管理の促進 対象化学物質の環境への排出量や取扱量について事業者からの届出により把握します。また、事業者に対して化学物質の自主的な管理の改善を促し、災害時の有害物質の漏出・拡散による環境汚染を未然に防止するためにも事業者による適正管理を促進します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○化学物質に関する情報の提供 講座や講演会を開催し、化学物質の環境リスクに関する情報発信を行うとともに、事業者によるリスクコミュニケーション¹の普及促進を図ります。 (環境局)</p> | ○ | ○ |

1 リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政などのすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

2 循環型都市

2050年の「循環型都市」の実現に向け、2020年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します

ごみ・資源の発生抑制・再使用や分別・リサイクルを進めるなどごみ減量・リサイクルを推進します。

指 標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|---------------------------------------|--------------------|----------|
| ごみと資源の総排出量 ^{※1} | 97万トン | 現状値以下 |
| ごみ処理量 ^{※1} | 62万トン | 54万トン |
| 資源分別率 ^{※1} | 36.2% | 48% |
| 日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合 ^{※2} | 80.5% | 90% |
| 産業廃棄物排出量 ^{※3} | 358万トン (2007年度) | 351万トン |
| 産業廃棄物の再生利用・減量化率 ^{※3} | 94.7% (2007年度) | 95.2% |
| 産業廃棄物の最終処分量 ^{※3} | 19万トン (2007年度) | 17万トン |

※1 第4次一般廃棄物処理基本計画(2008年5月策定)に掲げられている指標で、2020年度の「ごみと資源の総排出量」の目標は104万トンとしています。

※2 市民アンケート調査

※3 第4次産業廃棄物処理指導計画(2011年3月策定)に掲げられている指標です。

施策の方向① 発生抑制・再使用の推進

消費者や流通事業者などと協議し、3Rの推進をめざす「名古屋ルール運動」の展開など、ごみ・資源の発生抑制・再使用の取組を推進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|----------------------------|----------------|
| <p>○名古屋ルール運動の展開 「発生抑制」を推進するため、消費者や流通事業者などと協議し、共通のルールを定め、協働により3R推進をめざす「名古屋ルール運動」を本市独自の取組として展開します。全市に拡大したレジ袋有料化の取組を推進し、他の容器包装の削減に向けた取組を進めます。 (環境局)</p> <p>○リユースの推進 使い捨て容器の使用を削減するため、イベントなどでのリユースカップの貸出を行うとともに、日常でのマイ容器（ボトル・カップ）の使用を促進します。また、まだ使える粗大ごみを修理し、展示販売するとともに、市民が家具修理を体験できる「市民工房」を開催します。 (環境局)</p> <p>○法整備による拡大生産者責任¹の徹底 拡大生産者責任の徹底を図るため、容器包装リサイクル法の改正をはじめとする法整備を国に対して働きかけます。 (環境局)</p> <p>○放置自転車の再使用の促進 資源の有効活用、物を大切にす意識の高揚等を図るため、処分の対象となった放置自転車の再使用を促進します。 (緑政土木局)</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> |

1 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します

施策の方向② 分別・リサイクルの推進

容器包装類の分別を徹底し、事業系ごみの減量・資源化を促進するなど、ごみ・資源の分別・リサイクルを推進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○容器包装類の分別徹底 ごみ・資源分別推進員を全市に配置するなどにより、ごみ・資源の排出調査や分別ルールが定着しにくいワンルームマンションや共同住宅等、ターゲットを絞った分別徹底の取組を進めます。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○事業系ごみの減量・資源化の促進 事業系ごみについて、一定規模以上の事業用大規模建築物等へ立入調査などを実施し、事業系ごみの減量及び資源化を促進します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○古紙リサイクルの推進 集団資源回収などの自主的な取組の促進を図り、集団資源回収の空白地域の解消・回収頻度の増加等に取り組むとともに、集団資源回収などを活用した雑がみ回収を促進します。また、集団資源回収の円滑な実施のため、古紙の持ち去り防止の取組を進めます。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○バイオマスの活用の推進 地域協働による家庭系生ごみ循環の環づくりを支援するとともに、家庭系廃食用油の有効利用を促進します。また、事業系生ごみの民間資源化施設への誘導など、事業者による生ごみの発生抑制、再生利用を促進します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○公園・街路樹から発生する剪定枝の資源化 公園樹・街路樹の剪定枝をチップ化しリサイクルを実施します。 (緑政土木局)</p> | | |
| <p>○使用済小型家電からのレアメタル等回収モデル事業 レアメタルをはじめとする有用金属を含む小型家電のリサイクルを推進するための国のモデル事業に協力し、小型家電の効率的な回収方法やリサイクル技術を検討します。 (環境局、市民経済局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○建設廃棄物の有効利用の推進 公共工事で発生するアスファルト塊などの建設廃棄物や発生土の再利用を推進します。 (緑政土木局はじめ関係局)</p> | | |

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○浄水場における発生土の減量化・有効利用の推進 浄水処理にともない発生する浄水発生土の有効利用率100%を維持します。また、無葉注方式の脱水機の採用により、引き続き発生量の減量化を図ります。 （上下水道局）</p> <p>○下水汚泥焼却灰の有効利用の推進 下水処理に伴い発生する汚泥焼却灰について、セメント、埋め戻し材などへ有効利用を推進します。 （上下水道局）</p> | | |

取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します

施策の方向③ 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の排出抑制・再生利用の促進や産業廃棄物の適正処理の指導により、産業廃棄物対策を進めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|----------------|
| <p>○産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進 産業廃棄物排出事業者による産業廃棄物の排出抑制や処理業者による産業廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量の削減をめざします。 （環境局）</p> | | ○ |
| <p>○産業廃棄物の適正処理の指導 産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対し、立入検査等により産業廃棄物の適正処理を指導します。 （環境局）</p> | | ○ |
| <p>○産業廃棄物に関する意識啓発 事業者・市民を対象に産業廃棄物について、本市ホームページなどで情報提供を行い、意識啓発を図ります。 （環境局）</p> | ○ | ○ |

取組方針7 ごみを安全・適正に処理します

ごみの溶融処理などにより埋立量の削減を進めるなど、ごみを安全・適正に処理します。埋立処分場の長期活用を図ります。

指 標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|----------------------|-----------------|----------|
| ごみの埋立量 ^{※1} | 5.6万トン | 2万トン |

※1 第4次一般廃棄物処理基本計画（2008年5月策定）に掲げられている指標です。

取組方針7 ごみを安全・適正に処理します

施策の方向 埋立量の削減

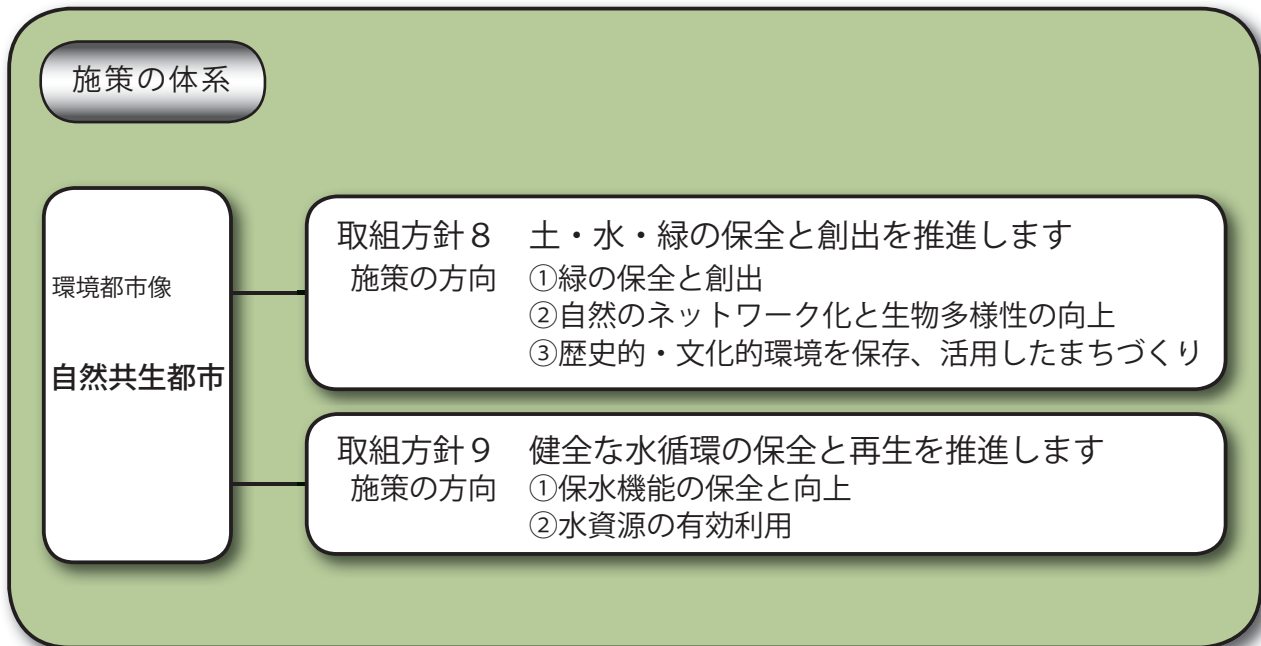
溶融スラグ・焼却灰の資源化を促進することにより、埋立量の削減を進めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに 進める取組 | 特に事業者とともに 進める取組 |
|---|-------------------|--------------------|
| <p>○溶融スラグ¹・焼却灰の資源化の促進 埋立量の削減と、焼却灰中に含まれる重金属やダイオキシン類の安定・無害化のため、五条川工場及び鳴海工場で焼却灰を溶融処理するとともに、焼却灰等の一部を民間事業者へ委託して溶融処理します。五条川工場及び鳴海工場で生成された溶融スラグは、本市の道路工事などに利活用します。また、焼却工場の新設や設備更新時における溶融設備の導入を通して全量溶融体制をめざします。 (環境局)</p> <p>○埋立処分場の確保 長期的・安定的な最終処分体制を確立するとともに、現有処分場の長寿命化と適正な規模の処分場の確保に努めます。 (環境局)</p> | | |

1 溶融スラグ：廃棄物等の焼却灰を高温で溶かし、冷すことで生成される安全なガラス状固化物。砂状のガラス質であり、砂の代わりの建設資材として利用でき、天然資源の保護や最終処分場の延命化等、環境への負荷を低減した材料として期待されている。

3 自然共生都市

2050年の「自然共生都市」の実現に向け、2020年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針 8 土・水・緑の保全と創出を推進します

緑の保全と創出や自然のネットワーク化と生物多様性の向上を図るため、土・水・緑の保全と創出を進めます。

また、歴史的・文化的環境の保存と活用をするとともに、なごやの風土や環境資産を活かしたまちづくりに努めます。

指標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|---|-------------------|------------------|
| 緑被率 ¹ (市全域) ^{※1} | 23.3% | 27% |
| 市民1人当たりの都市公園等の面積 ^{※1} | 9.4m ² | 10m ² |
| 身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合 ^{※2} | 38.3% | 50% |
| 自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合 ^{※2} | 5.3% | 15% |

※1 なごや緑の基本計画 2020 (2011年3月策定) に掲げられている指標です。

※2 市民アンケート調査

1 緑被率：緑被地（樹林地、芝・草地、農地、水面）の面積の、市域の全体面積に対する割合。

取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します

施策の方向① 緑の保全と創出

法令等の制度を活用するなど緑の保全と創出に努めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○法令等の制度を活用した緑の保全と創出 法令等（別表 P78）の制度を活用し、樹林地や農地などの既存の緑を大切に守るとともに、新たな緑を増やします。 (緑政土木局、住宅都市局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○市民とのパートナーシップによる維持管理 市民・事業者・行政のパートナーシップにより、東山公園および平和公園一帯では、里山環境の保全や自然とふれあう活動等を行う「東山の森づくり」を、戸田川緑地では、苗木の植樹や除間伐¹などを行う「西の森づくり」を推進します。また、都市計画決定されている大規模公園・緑地の民有樹林地では、事業に着手するまでの間、借地手法による暫定整備により、豊かな自然環境を市民参加で保全・活用する「オアシスの森づくり」を推進します。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○農地の保全 市街化調整区域内²では、農業振興地域内の農用地区域にある優良農地を保全します。また、市街化区域内では、生産緑地地区³を指定し、緑地機能等を有する農地を計画的に保全します。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○農とのふれあい 市民が農作業体験や学習の機会・場所を得られるよう、身近な場所に市民農園の確保を進めるとともに、市民水田を発展させ、農家開設型の多様な体験水田の設置等を推進します。市民への農業知識の普及・啓発とレクリエーションの場を目的とした農業公園としては、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園の魅力向上や充実を進めます。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○公共施設の緑化 多くの市民が利用する公共施設の屋上・壁面緑化などの緑化を一層進め、市民生活にうるおいを与えると同時に、民有地の緑化推進のモデルとして先導的役割を果たします。 (緑政土木局、住宅都市局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○新たな公園緑地の整備 都市の緑の骨格を担う公園・緑地の整備を計画的に進めます。また、地域に最も身近で、子どもから高齢者まで幅広い市民に利用される「街区公園」を市全域に偏りがないように配置していきます。さらに、地域のニーズや自然、歴史、文化などの特性を活かした「特色のある公園」づくりを進めます。 (緑政土木局)</p> | ○ | |

1 除間伐：植栽木以外の木や、成長が悪い植栽木を伐る除伐と、植栽木が生長に伴い混み合った場合に樹木の生育を促すために間引く間伐を合わせた呼び方。
2 市街化調整区域：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画で定められた区域。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。
3 生産緑地地区：市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地を、関係権利者からの申出を受けて都市計画により指定する制度。永続的な営農が義務付けられる一方で、税制優遇などのメリットがある。

別表 法令等の制度

| 制 度 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 緑化地域制度等の推進 | 一定規模以上の敷地を有する建築物の新築・増築の際に緑化を義務付ける制度を有効に運用します。 |
| 保全配慮地区 | 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外で、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき区域を設定し、多様な手法の組み合わせにより緑地の保全に努めます。 |
| 都市再生特別地区制度の運用 | 都心部の土地（都市再生緊急整備地域内）において「都市再生特別地区制度」を活用した開発を行う際に、市内の良好な民有緑地の保全を公共貢献として評価し、容積率を緩和します。 |
| 風致地区 | 都市の風致の維持が必要な風致地区において、自然的景観の保全や緑と調和した低層住宅地の形成をめざします。 |
| 特別緑地保全地区 | 良好な自然的環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などを指定し、現状凍結的に緑地の保全を図ります。 |
| 緑地保全地域 | 地域住民の健全な生活環境などの観点から、一定の土地利用を許容しつつ適正な緑地の保全を図ります。 |
| 市民緑地 | 民有樹林地などを借り上げ、地域の人々が利用できる市民緑地として開放します。 |
| 保存樹・保存樹林 | 都市の美観風致を維持するため必要な樹木または樹木の集団について、所有者の同意を得て、保存樹または保存樹林等として指定します。 |
| チームグリーン・ナイスグリーン | 緑化施設評価認定制度（ナイスグリーンなごや）などを通じて、事業者等による自主的な緑化の取組を推奨、質の高い緑化を誘導します。 ※「ナイスグリーン なごや」緑化施設を一定の基準により評価し、ランクを認定します。 ※「チームグリーン なごや」緑のまちづくりへの取組を宣言する事業者やグループなどに承認証とチームパスを発行します。 |
| 管理協定 | 特別緑地保全地区や緑地保全地域内の緑地のうち、土地所有者の高齢化、不在地主化などの事情によって十分な管理が行われていない土地について協定を締結し、緑地管理を実施します。 |
| 緑地協定 | 土地の所有者等の全員の合意により緑地の保全または緑化に関する事項に関する協定を締結します。 |
| 緑と花の協定 | 樹木、草花等の植樹または維持管理に関して協定を関係者相互で締結します。協定に対しては、緑化計画に関する一部の助成を実施します。 |
| 地区計画 | 公園、緑地等の地区施設や、建築物、土地利用に関する事項を、住民の意向を反映しつつ総合的・一体的に定め、その地区の特性にふさわしいきめ細かいまちづくりを進めます。緑化率の最低限度等を定めるなど、区域内の緑化の促進に努めます。 |

取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します

施策の方向② 自然のネットワーク化と生物多様性の向上

緑と水の回廊や、緑陰街路の形成を進めるなど自然のネットワーク化と生物多様性の向上を図ります。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○緑と水の回廊形成 東部の丘陵地、中央部の洪積台地、西部の沖積平野の各区域において、緑の拠点や主要な河川等を包含する範囲を抽出し「緑と水の回廊形成区域」を設定します。「緑と水の回廊形成区域」では、緑陰街路づくり、多自然川づくり、民有地緑化などの取組を重点的に実施し、周辺の緑の拠点や市街地の緑をつないでいきます。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○緑陰街路の形成 緑の都市軸となる路上空間に比較的ゆとりがある道路を中心に、街路樹の育成に努め、広がりのある街路樹の樹冠で道路空間を覆い、美しい都市景観づくりや夏でも快適に歩くことができる緑陰街路を形成します。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○多自然川づくりの推進 治水安全度を高める改修をしていく中で、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する「多自然川づくり」を進めます。河川における自然の営みを視野に入れて、魚類や水生生物等に配慮した整備を行うことにより、生物多様性の向上を図ります。 (緑政土木局)</p> | ○ | |
| <p>○ため池の保全 東部丘陵地を中心に本市に残るため池は、大雨時の洪水調節機能を有しているとともに、自然とふれあえる空間でもあることから、保全を図ります。 (緑政土木局)</p> | | |
| <p>○生きもの調査の推進 市民との協働により、なごやに生息・生育する生物及びその環境を継続的に調査し、生物多様性の現状を把握するとともに、外来生物¹の防除などを通し、身近な自然の保全・再生を推進します。 (環境局)</p> | ○ | |

1 外来生物：他の地域から持ち込まれた生物であり、特に、野生化して世代交代を繰り返すようになり、在来の生態系に定着した動植物を指す。地域の生態系への脅威となる外来生物を侵略的外来種と呼ぶ。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○なごや生物多様性センター（再掲） 多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごやを実現するため、様々な団体と連携し、なごやの身近な自然の調査、保全活動を進め、生きものに関する情報を集約し発信します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○藤前干潟の保全と活用 多様な生きものを育み、渡り鳥の貴重な中継地としてラムサール条約にも登録されている藤前干潟を後世に引き継ぐとともに、環境学習の場として活用を推進します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○環境と共生する港づくり 港湾緑地の整備など港湾部の良好な自然環境の保全と創造により、環境と共生する港づくりを推進します。 (名古屋港管理組合)</p> | | |
| <p>○公園緑地のエコアップ 都市における生物多様性の拠点となる公園緑地では、観察会の開催を始め維持管理活動の実施を進めます。また、動植物の生息・生育場所を確保できるようなビオトープ¹を保全・設置するなど、公園緑地のエコアップを図ります。さらに、都市公園内の樹林地や湿地、水辺などは、生態系に配慮した維持管理に努めます。 (緑政土木局)</p> | ○ | |
| <p>○なごや里山構想の推進 生物多様性や自然循環等に視点を置いた都市公園の整備や活用を進め、市民の環境保全への意識啓発や行動喚起を図ります。東山公園・平和公園、相生山緑地、猪高緑地、荒池緑地において、さまざまな整備手法を活用し、里山の保全・再生、多様な生物の生息空間の確保をするとともに、市民利用を推進します。 (緑政土木局)</p> | ○ | |
| <p>○「水の里山」構想の推進 大都市部としては有数の面積を誇り、里から水でつながる貴重な緑となる市南西部の水田地帯を「水の里山」と捉え、様々な活動に地域の力を活用し、協働して農を支える仕組みづくりを推進します。 (緑政土木局)</p> | ○ | |
| <p>○里山保全基金の検討 相続による所有権移転等を機に土地利用が変更される恐れを常に抱えている民有樹林地について、土地の買い取りなどのために、市民や事業者からの支援を得て、使用目的を具体的に提示した基金制度の設立を検討します。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |

1 ビオトープ：本来、生物の生息空間を表す概念。開発などで本来の自然環境が失われた場所に、人工的に創造した生物の生息・生育空間を指す場合もある。

取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します

施策の方向③ 歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり

歴史的・文化的環境を保全・活用するとともに、なごやの風土や環境資産を活かした個性豊かで地域の誇りとなるまちづくりを進めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○歴史まちづくりの推進 中長期的な歴史分野におけるまちづくりの基本方針である歴史まちづくり戦略を策定し、開府500年を見据え、地域住民・行政などの様々な主体が協働して身近に歴史・文化が感じられるまちづくりを進めます。 (住宅都市局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○歴史的町並み保存事業 すぐれた歴史的景観の保存を促進するため、町並み保存地区（有松、白壁・主税・榑木、四間道、中小田井）を定め、建物の修理等に対する補助、指導、助言を行います。 (住宅都市局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○文化のみちの推進 なごやの近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫ともいえる名古屋城から徳川園に至る一帯を「文化のみち」として育み、貴重な建築遺産の保存・活用を実施します。 (住宅都市局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○文化財保存と「歴史の里」の整備 市域に残る貴重な文化財を保存し、公開の場を設けるなど活用を推進します。また、上志段味地区に残る古墳群や自然景観を生かして、郷土の歴史を学ぶ場として「歴史の里」の整備を推進します。 (教育委員会)</p> | | |
| <p>○良好な都市景観の形成 すぐれた都市景観の形成を図るため、特に良好な景観の形成をすすめる地区である都市景観形成地区について、新たに指定する地域を検討するとともに、都市景観形成地区内や地区外で行われる一定の建築行為等についての届出等に対する助言・指導を行います。また、都市景観に対する市民意識の高揚を図るため、都市景観賞を始めとする啓発活動を実施します。 (住宅都市局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○景観重要建造物等の指定 歴史的又は文化的な価値を有するものや地域のランドマーク・シンボルとして親しまれているものなどの保存・活用を図るため、良好な景観の形成に重要なものを景観法に基づく景観重要建造物等として指定します。 (住宅都市局)</p> | | |
| <p>○自然的景観の保全 自然的な要素に富んだ土地の保全やみどりと調和した住宅地の形成をめざすため、都市の風致の維持が必要な区域に風致地区を定めます。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |

取組方針9 健全な水循環の保全と再生を推進します

雨を貯め、しみこませる保水機能の保全と向上を図るなど、健全な水循環の保全と再生を推進します。

指 標

| 指標項目 | 現状値 | 2020 年度目標 |
|-----------|------------------|-------------------|
| 雨水の浸透・貯留率 | 14% (2001 年度) | 18% ^{※1} |
| 雨水の蒸発散率 | 24% (2001 年度) | 25% ^{※1} |
| 雨水の直接流出率 | 62% (2001 年度) | 57% ^{※1} |

※1 2020 年度目標は、現状値（2001 年）と 2050 年目標値（水の環復活 2050 なごや戦略（2009 年 3 月策定））から比例配分して算出したものです。

取組方針9 健全な水循環の保全と再生を推進します

施策の方向① 保水機能の保全と向上

雨水流出抑制の推進や、樹林地・湿地などの保全に努めるなど保水機能の保全と向上に努めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○雨水流出抑制の推進 集中豪雨対策として、河川や下水道の整備を進めるとともに、市の施設に雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設を設置します。また、民間施設についても、普及啓発のさらなる充実に努めます。 (上下水道局はじめ関係局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○樹林地や湿地の保全、農地の保全 緑の保全に努め、保水機能の向上を図ります。 (緑政土木局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○ため池の保全（再掲） 東部丘陵地を中心に本市に残るため池は、大雨時の洪水調節機能を有しているとともに、自然とふれあえる空間でもあることから、保全を図ります。 (緑政土木局)</p> | | |
| <p>○道路における透水性舗装¹の導入 市内の歩道において、透水性舗装を推進します。 (緑政土木局)</p> | | |
| <p>○下水処理水の有効利用 下水処理水を散水用水、環境用水²、水洗用水などに有効利用するとともに空調設備の熱エネルギー源としても利用を推進します。 (上下水道局)</p> | | |
| <p>○湧き水モニタリング 市民モニターによる湧き水の水量・水質などのモニタリングを行い、地下水を通じて健全な水循環の理解を深めます。 (環境局)</p> | ○ | |

1 透水性舗装：路面に降った雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装。

2 環境用水：水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を目的とした用水利用。

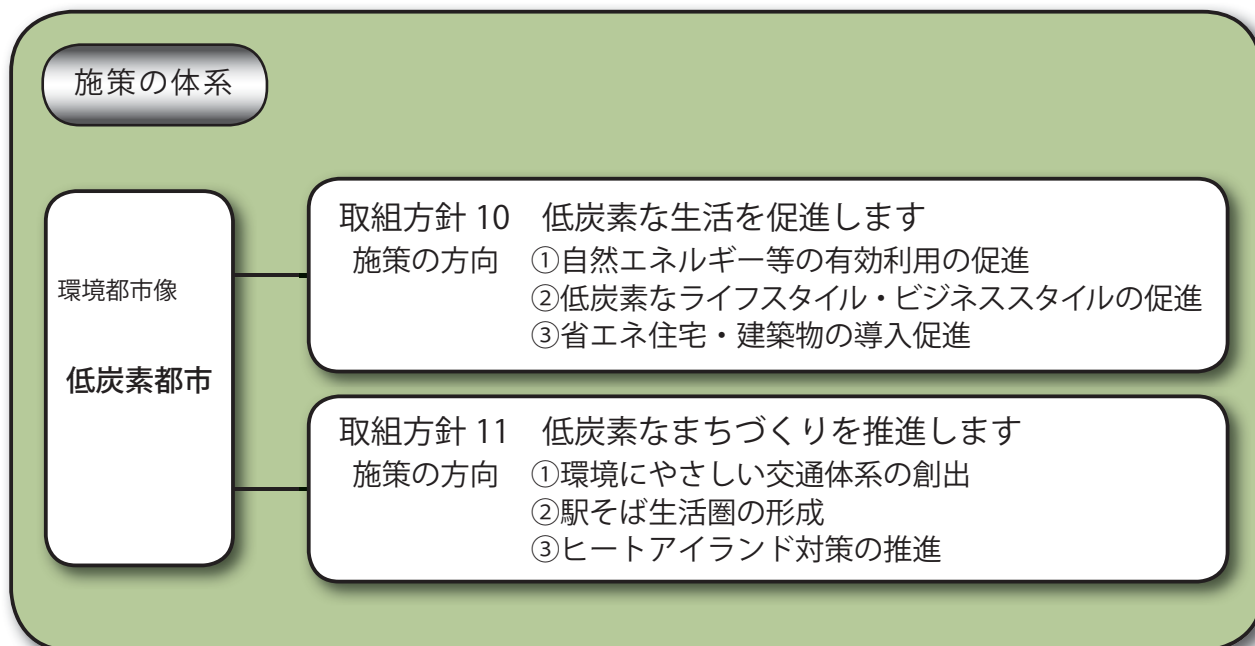
施策の方向② 水資源の有効利用

雨水利用を促進するなど、水資源の有効利用に努めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○雨水利用の促進 学校などの公共建築物において雨水利用を推進するとともに、民間再開発事業において雨水再利用施設等の導入を促進します。 (住宅都市局はじめ関係局)</p> | | ○ |
| <p>○名古屋打ち水大作戦 下水再生水などの2次利用水を使用して名古屋打ち水大作戦を実施し、水資源の有効利用の啓発を行います。 (環境局はじめ関係局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○雨水利用の啓発 家庭などでの雨水利用を促進するための啓発を行います。 (環境局)</p> | ○ | ○ |

4 低炭素都市

2050年の「低炭素都市」の実現に向け、2020年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針 10 低炭素な生活を促進します

自然エネルギー等の有効利用の促進や低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するなど、低炭素な生活を促進します。

指 標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|--|----------------------|----------|
| 温室効果ガス排出量削減率(1990年比) ^{※1} | 11.0%削減 (2008年) | 25%削減 |
| 自然エネルギーによる発電設備容量 ^{※1} | 約1.45万kW (2008年度) | 37万kW |
| 住宅用太陽光発電設備の設置件数 ^{※1} | 3,172件 (2008年度) | 64,000件 |
| 日々の省エネに常に取り組む世帯の割合 ^{※1※2} | 43.2% | 90%以上 |
| 自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合 ^{※2} | 68.1% | 80% |

※1 低炭素都市なごや戦略実行計画(2011年12月策定)に掲げられている指標です。

※2 市民アンケート調査

施策の方向① 自然エネルギー等の有効利用の促進

自然エネルギーの導入支援や公共施設等への率先導入などにより、自然エネルギー等の有効利用を促進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|--|--|
| <p>○自然エネルギーの積極的な導入支援（再掲） 自然エネルギーの普及拡大を図るため、太陽光・太陽熱をはじめとする自然エネルギーの導入を積極的に支援します。また、自然エネルギーなどを効率的に利用するシステムなど最新環境技術の導入を促進します。 (環境局、市民経済局、総務局)</p> <p>○公共施設等への自然エネルギーの率先導入 市の施設等に太陽光発電等の自然エネルギーを積極的に導入します。 (環境局、住宅都市局はじめ関係局)</p> <p>○地域冷暖房¹・ネットワーク化の促進 大規模建築物の建築に際して地域冷暖房の導入を事業者にはたらきかけ、地域冷暖房供給エリアの拡大やネットワーク化を促進します。また、地域冷暖房を導入するまでの熱需要が見込めない場合における建物間のエネルギー融通を促進する仕組みについて検討します。 (住宅都市局)</p> <p>○余熱の有効活用 ごみ焼却工場の余熱（温水・蒸気）を有効利用するとともに、設備更新時には、さらに高効率発電設備の導入を進めます。また、下水処理水の持つ熱エネルギーを空調設備の熱エネルギー源として有効利用します。 (環境局、上下水道局)</p> <p>○カーボン・オフセットの制度の活用（再掲） 東海三県一市のデータベースを構築するとともに、地域固有のカーボン・オフセット用のクレジットを創出し、仲介及び取引の支援をします。 (環境局)</p> <p>○名古屋市独自の環境価値の活用 太陽光発電などの、温室効果ガスの排出削減の取組から生じる環境価値について、本市独自の活用を検討します。 (環境局)</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |

1 地域冷暖房：駅やビル、商業施設、マンションなど地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うシステム。従来の住まいやオフィス個別の冷暖房・給湯に比べ、省エネルギーであり経済性や環境性に優れている。

取組方針10 低炭素な生活を促進します

施策の方向② 低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進

環境にやさしい取組を「見える化」するなど、低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○エコライフの促進 家庭から排出される二酸化炭素の量を簡単に計算する「なごやエコライフものさし」等を活用し、日常生活での環境にやさしい取組を「見える化」するなど、エコライフを促進します。 (環境局)</p> | ○ | |
| <p>○地球温暖化対策計画書制度の拡充 一定規模以上の工場・事業場を対象に地球温暖化対策計画書等の作成、届出及び公表を義務づけ、届出事業所への巡回訪問時などに、必要な指導及び助言を実施します。また、先進的な取組をしている事業所や努力した事業所を適正に評価するため、市による計画・結果の公表制度を導入します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○中小事業所向け地球温暖化対策計画書任意制度の創設・運用等 地球温暖化対策計画書の届出対象でない中小事業所については、省エネルギー対策についての相談業務を行います。また、中小事業所向けの地球温暖化対策計画書任意制度を創設、運用します。 (環境局)</p> | | ○ |
| <p>○市バス・地下鉄の利用促進 市バス・地下鉄の利用者の増加に向け、ICカード「mana」の普及促進を図るとともに、乗車券サービスの向上、積極的な情報発信等の利用促進の取組を進めます。 (交通局)</p> | ○ | |
| <p>○エコドライブの促進（再掲） 条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）を促進します。また、エコドライブ講習を受講し事業所内で積極的に実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」を認定し、事業所におけるエコドライブの普及・実践を促進します。 (環境局)</p> | ○ | ○ |
| <p>○低炭素カーの普及促進 二酸化炭素排出量の削減効果大きい、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを本市が率先導入するほか、事業者による充電設備等の整備を促進し、普及に努めます。 (環境局)</p> | ○ | ○ |

施策の方向③ 省エネ住宅・建築物の導入促進

建築物の省エネルギー化の推進や、次世代省エネ住宅・建築物の普及により、省エネ住宅・建築物の導入を促進します。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|----------------------------|----------------------------|
| <p>○建築物の省エネルギー化の推進 名古屋市建築物環境配慮制度¹による指導・助言などにより建築物の省エネルギー化を推進します。 (住宅都市局)</p> <p>○公共施設の省エネルギー化の推進 LED照明や遮熱塗装²などの省エネ技術の導入を図るなど、市の施設における環境に配慮した整備を実施します。 (環境局、住宅都市局はじめ関係局)</p> <p>○次世代省エネ住宅・建築物の普及促進 省エネ機器や自然空調などを活用した、エネルギー消費が少なく快適な建物を普及します。 (環境局、住宅都市局)</p> <p>○商店街における街路灯の省エネ化 地域の安心・安全に貢献する商店街における街路灯について、二酸化炭素の削減とともに維持管理費の軽減を図るため、LED街路灯の新設・建替えや既設街路灯のLEDへの球替え等を行う事業に対し助成します。 (市民経済局)</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |

コラム

市内の先進技術導入事例（ユメリア徳重）

ユメリア徳重は、2011年3月桜通線野並～徳重間の開業にあわせ、交通広場、民間大型商業施設と公共施設が一体整備された徳重地区の駅そば生活圏先進事例です。

ユメリア徳重は区役所支所・図書館・保健所・地区会館など、新たな市民サービスの拠点であり、最新の様々な環境配慮設計がなされています。



ユメリア徳重の屋外外装

【環境配慮の取組】

- 建物のつくり 日除けルーバーによる熱負荷低減、再生資材の利用、パッシブ設計による太陽光利用
- 自然エネルギーの活用 太陽光発電システム、アースチューブによる地熱利用
- 水の有効利用 雨水貯留槽、雨水の中水利用、透水性舗装
- 緑化 屋上緑化、壁面緑化
- 身近な自然 ルーフガーデン

1 名古屋市建築物環境配慮制度：建築主は、建築物環境配慮指針に従い、地球温暖化その他の環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるよう努めなければならないが、2,000平方メートルを超える建築物を新築・増築する場合は、「CASBEE名古屋（建築物総合環境性能評価システム）」を使用して環境配慮の取組を評価した建築物環境計画書の届出をすることが義務付けられている。

2 遮熱塗装：屋根や外壁に塗装することで、夏期の太陽熱を反射し表面温度の上昇を防いだり、建物室内への熱の侵入阻止するものなどがある。

取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します

環境にやさしい交通体系の創出や駅そば生活圏の形成の検討など、低炭素なまちづくりを推進します。

指 標

| 指標項目 | 現状値 (2010年度) | 2020年度目標 |
|---|-------------------|----------|
| 市内の鉄道及び市バス1日あたり乗車人員合計 ^{※1} | 227万人 (2009年度) | 239万人 |
| 市内主要地点1日(平日)あたり自動車交通量の合計 ^{※1} (45地点双方向) | 147万台 (2009年度) | 127万台 |
| 駅そば生活圏人口比率 ^{※2} | 67% | 70% |

※1 なごや新交通戦略推進プラン(2011年9月策定)に掲げられている指標です。

※2 都市計画マスタープラン(2011年12月策定)に掲げられている指標です。

取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します

施策の方向① 環境にやさしい交通体系の創出

コミュニティサイクル¹など新たなしくみづくりや安全で快適な自転車利用の環境整備を行うなど、環境にやさしい交通体系を創出します。

| 主な施策(市の取組) | 特に市民とともに 進める取組 | 特に事業者とともに 進める取組 |
|--|-------------------|--------------------|
| <p>○コミュニティサイクルなど新たなしくみづくり 短距離・短時間の移動手段として自転車をレンタル利用するコミュニティサイクル等の実現を目指します。 (緑政土木局)</p> <p>○歩行者空間・自転車走行空間等の検討 歩行者、自転車、公共交通を優先するまちづくりを進めるため、道路空間における歩行者、自転車のための空間拡充の方策を検討します。 (総務局、住宅都市局、緑政土木局)</p> <p>○安全で快適な自転車利用の環境整備 自転車と歩行者を物理的・視覚的に分離して、安全で快適な走行空間の創出を推進します。 (緑政土木局)</p> | | ○ |

1 コミュニティサイクル：都市部の短距離、短時間の移動手段として、自転車を共有して新たな公共交通として活用しようとするもの(サイクルシェアリング)。レンタサイクルとは違い、地域に高密度でステーションを配置し、ステーション間の移動であればどこで借りて、どこで返してもよいという特徴がある。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---|---|
| <p>○次世代型公共交通システム¹の調査・研究 自動車に頼らない交通体系をめざすため、新たな路面交通システムなど次世代型の公共交通システムの調査・研究を行います。 (総務局、住宅都市局)</p> <p>○モビリティ・マネジメント²の推進 自動車依存型の生活から公共交通等をかしく使う生活へ自発的な転換を促すため、モビリティ・マネジメントの普及啓発・推進を図ります。 (住宅都市局)</p> <p>○市バス・地下鉄の利用促進（再掲） 市バス・地下鉄の利用者の増加に向け、ICカード「mana」の普及促進を図るとともに、乗車券サービスの向上、積極的な情報発信等の利用促進の取組を進めます。 (交通局)</p> <p>○公共交通エコポイント 公共交通機関の利用促進を図るため、公共交通を利用した際に環境行動ポイントが貯まるシステム（公共交通エコポイント）を推進します。 (総務局)</p> <p>○エコドライブの促進（再掲） 条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）を促進します。また、エコドライブ講習を受講し事業所内で積極的に実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」を認定し、事業所におけるエコドライブの普及・実践を促進します。 (環境局)</p> <p>○低炭素カーの普及促進（再掲） 二酸化炭素排出量の削減効果が大きい、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを本市が率先導入するほか、事業者による充電設備等の整備を促進し、普及に努めます。 (環境局はじめ関係局)</p> <p>○交通流の円滑化 鉄道の高架化による複数の道路と鉄道との立体交差化等により道路交通の円滑化を推進し、二酸化炭素等の排出量削減や踏切事故の解消を図ります。 (緑政土木局)</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |

1 次世代型公共交通システム：新しい交通システムとして、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有し、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通。LRT（次世代型路面電車システム）、BRT（専用路をバスで高速輸送する基幹的輸送システム）などをいう。

2 モビリティ・マネジメント：一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することをコミュニケーションを通じて促す交通施策。

取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します

施策の方向② 駅そば生活圏の形成

低炭素モデル地区や空地の整理・集約のしくみを検討するなど、駅そば生活圏の形成に努めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|--|---------------|-------------------|
| <p>○低炭素モデル地区の検討 再開発事業など大規模なまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の率先導入などを検討します。 (環境局、住宅都市局)</p> <p>○空地の整理・集約のしくみの検討 空地の整理・集約手法の導入の可能性を検討します。 (住宅都市局)</p> <p>○都市再生特別地区制度の運用（再掲） 都心部の土地（都市再生緊急整備地域内）において「都市再生特別地区制度」を活用した開発を行う際に、市内の良好な民有緑地の保全を公共貢献として評価し、容積率を緩和します。 (住宅都市局)</p> | <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> |

取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します

施策の方向③ ヒートアイランド対策の推進

人工排熱の低減、余熱の有効活用や緑と水の回廊を形成するなど、ヒートアイランド対策を進めます。

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|---------------|----------------|
| <p>○人工排熱の低減 建築物からの人工排熱を低減させるために、名古屋市建築物環境配慮制度の運用や民間等の再開発にあわせた補助事業を実施することにより、建築物の省エネルギー化を促進します。 (住宅都市局)</p> <p>○余熱の有効活用（再掲） ごみ焼却工場の余熱（温水・蒸気）を有効利用するとともに、設備更新時には、さらに高効率発電設備の導入を進めます。また、下水処理水の持つ熱エネルギーを空調設備の熱エネルギー源として有効利用します。 (環境局、上下水道局)</p> | | <p>○</p> |

| 主な施策（市の取組） | 特に市民とともに進める取組 | 特に事業者とともに進める取組 |
|---|--|--|
| <p>○緑と水の回廊形成（再掲） 東部の丘陵地、中央部の洪積台地、西部の沖積平野の各区域において、緑の拠点や主要な河川等を包含する範囲を抽出し「緑と水の回廊形成区域」を設定します。「緑と水の回廊形成区域」では、緑陰街路づくり、多自然川づくり、民有地緑化などの取組を重点的に実施し、周辺の緑の拠点や市街地の緑をつないでいきます。 （緑政土木局）</p> <p>○風の道の検討 河川や運河が運ぶ涼しい海風を市街地へ導くため、周辺の緑化や建物配置の工夫による風の道づくりの検討を進めます。 （住宅都市局、環境局）</p> <p>○緑陰街路の形成（再掲） 緑の都市軸となる路上空間に比較的ゆとりがある道路を中心に、街路樹の育成に努め、広がりのある街路樹の樹冠で道路空間を覆い、美しい都市景観づくりや夏でも快適に歩くことができる緑陰街路を形成します。 （緑政土木局）</p> <p>○雨水流出抑制の推進（再掲） 集中豪雨対策として、河川や下水道の整備を進めるとともに、市の施設に雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設を設置します。また、民間施設についても、普及啓発のさらなる充実に努めます。 （上下水道局はじめ関係局）</p> <p>○ため池の保全（再掲） 東部丘陵地を中心に本市に残るため池は、大雨時の洪水調節機能を有しているとともに、自然とふれあえる空間でもあることから、保全を図ります。 （緑政土木局）</p> <p>○名古屋打ち水大作戦（再掲） 下水再生水などの2次利用水を使用して名古屋打ち水大作戦を実施し、水資源の有効利用の啓発を行います。 （環境局はじめ関係局）</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |

第5部 計画の推進

第5部では、環境基本計画を推進するための考え方などを示します。

1 基本的な考え方

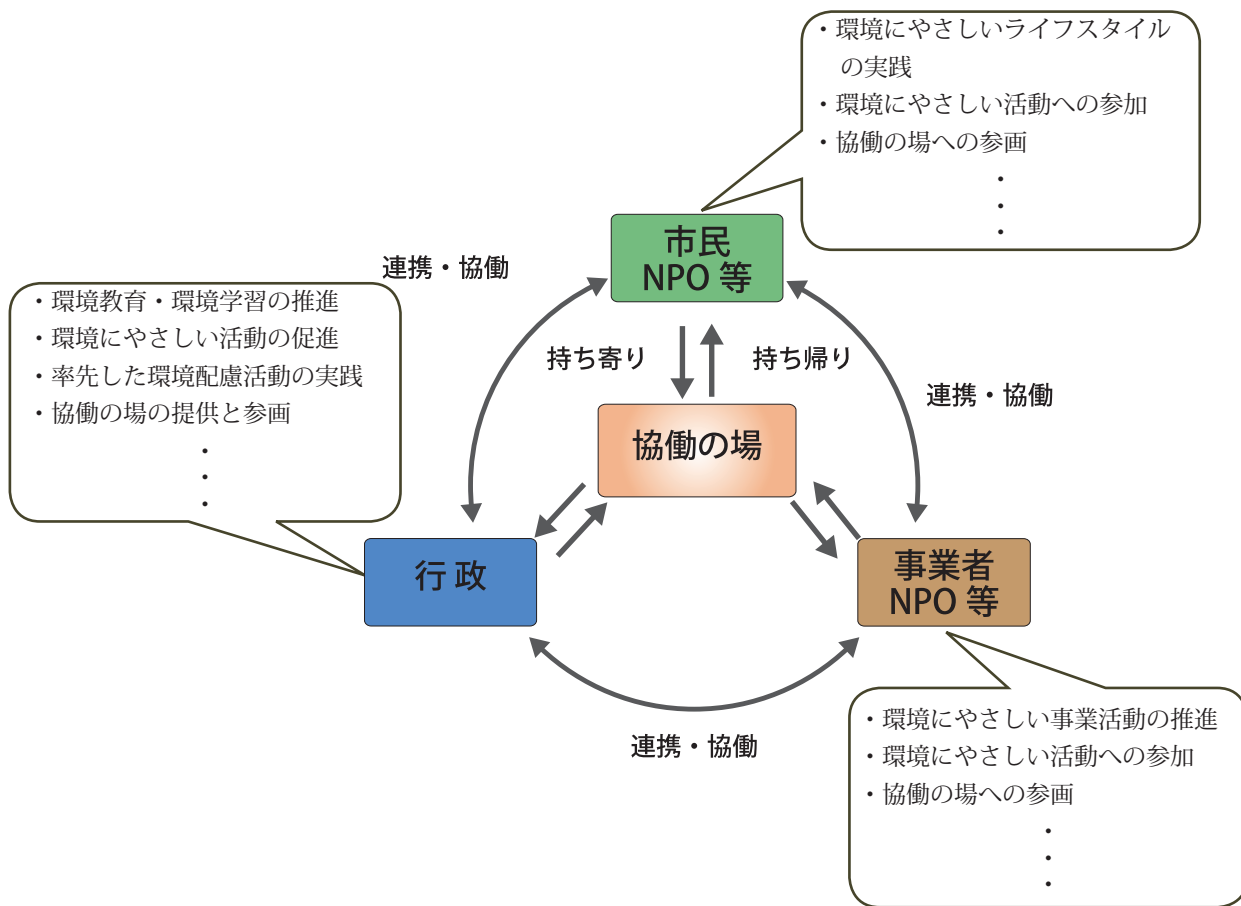
この計画の推進にあたっては、協働を進めるために市民・事業者等との環境情報の共有化を図ります。また、市内にある既存の緑地・河川などの環境資産を最大限に活用するほか、国の諸制度を活用するなど、施策の実現を図ります。

2 施策推進にあたっての多様な主体との連携

市民や事業者、地域団体、NPO など多様な主体と行政が、めざす環境都市の姿を共有し、連携・協働を深め、ともに取り組むことによって施策の実現を図ります。

各主体が協働して取り組むことで、より効果を上げることができます。一方、施策によっては、各主体の利害が対立する場合や環境要素の相互間等でトレードオフ¹の関係になる場合があります。このため、施策を実施するにあたっては必要に応じて協働の場を設け、議論と検討を行いながら、施策を進めていきます。

市民・事業者・NPO・行政の協働による施策の推進（イメージ）



3 組織横断的な取組

施策の実現のために、庁内の各部局が今まで以上に連携、調整、情報の共有を図るため、庁内の横断的組織を活用していきます。さらに、必要に応じて庁内に検討チームを設置するなど施策の効果的な推進を図ります。

1 トレードオフ：両立し得ない関係性。一方をとると他方を失うということ。

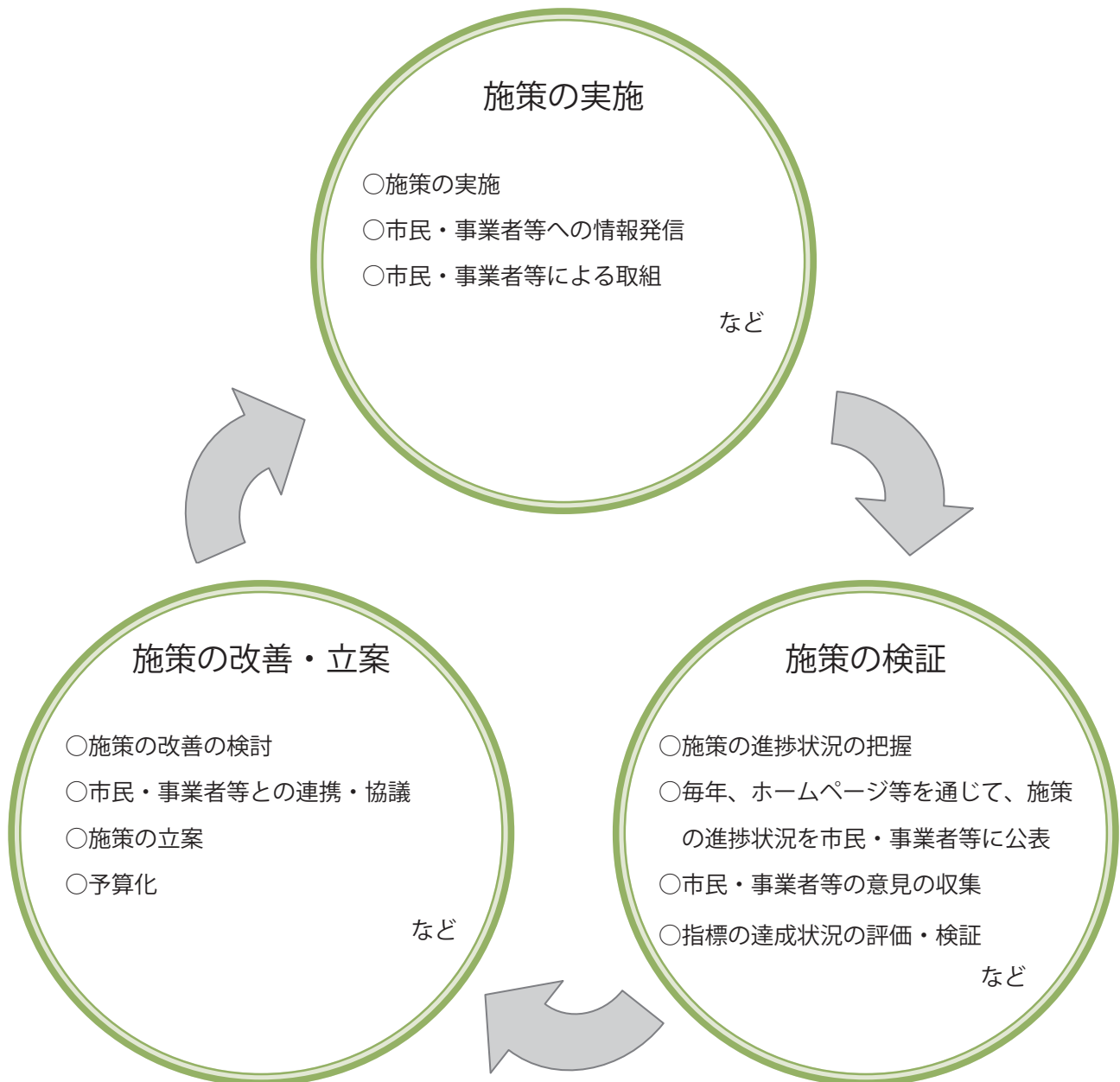
4 施策の進め方

市民、事業者等との協働により施策を展開していきます。

指標などについて、毎年その進捗状況を把握し、ホームページ等広く市民、事業者などに公表し、アンケート調査なども活用しながら、市民・事業者等の意見を収集していきます。

進捗状況の遅れが見られる場合には、要因等の分析を行い、施策の必要な改善・見直しを行うなど機動的・弾力的に対応します。

協働による施策の進め方（イメージ）



指標一覧

| 環境都市像等 | 取組方針 | 指標項目 | 指標の説明 | 現状値 (2010年度) | 2020年度 目標 | |
|------------------------|-------------------------------------|--|---|--------------------------------------|------------------|------|
| 4つの 環境都市像の 共通基盤 | 取組方針1 参加・協働を 促進します | なごや環境大学の活動参加者数 | なごや環境大学の活動に参加した市民の延べ人数 | 20,901人 | 30,000人 | |
| | | 環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合 | 市民アンケート調査で、「市民自ら行動することが必要と思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 54.1% | 60% | |
| | | 環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合 | 市民アンケート調査で、「十分と感じている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 6.9% | 20% | |
| | 取組方針2 環境と経済・ 社会の好循環 を推進します | エコ事業所認定数 | 事業活動における環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している、本市に所在地のある事業所数の累計 | 1,284件 | 2,800件 | |
| | | 省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合 | 中小企業に対する景況調査で、「省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 37.0% (2011年度) | 50% | |
| | | 商品の環境情報が十分と感じている市民の割合 | 市民アンケート調査で、「十分と感じている」「どちらかといえば十分と感じている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 30.8% | 40% | |
| | 取組方針3 広域連携を推 進します | 伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を価格が少し高くても優先して選ぶ市民の割合 | 市民アンケート調査で、「価格が少し高くても伊勢湾流域産の農産物を優先して購入する」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 16.1% | 30% | |
| | | 木曾川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合 | 市民アンケート調査で、「守りたいと思う」「どちらかといえば守りたいと思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 51.0% | 70% | |
| | 健康安 全都市 | 取組方針4 健康で安全な 生活環境を確 保します | 大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率 | 当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率（達成箇所 / 調査地点） | 77.8% | 100% |
| | | | 水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率 | 当該年度におけるBODの環境目標値の達成率（達成箇所 / 調査地点） | 72.0% | 100% |
| 自動車騒音の環境基準達成率（幹線道路全体） | | | 名古屋市内の幹線道路における昼夜間の環境基準の達成率 | 91% (昼夜間) (2009年度) | 95% (昼夜間) | |
| 1cm以上の地盤沈下域面積 | | | 前年より1cm以上地盤沈下した調査地点の面積の合計 | 0km ² | 0km ² | |
| 名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合 | | | 市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 22.5% | 30% | |
| 名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合 | | | 市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 41.7% | 50% | |
| 名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合 | | | 市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 23.9% | 40% | |

| 環境都市像等 | 取組方針 | 指標項目 | 指標の説明 | 現状値 (2010年度) | 2020年度 目標 |
|-------------------------|------------------------------|---------------------------------|---|----------------------------|------------------|
| 健康安全都市 | 取組方針5 有害化学物質等の環境リスクを低減します | 化管法に基づく化学物質の届出排出量の合計 | 化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づく化学物質の届出排出量の合計 | 1,500トン/ 年間 (2009年度) | 1,500トン/ 年間未満 |
| 循環型都市 | 取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します | ごみと資源の総排出量 | 市内で排出されたごみと資源を合計した量 | 97万トン | 現状値以下 |
| | | ごみ処理量 | 市で処理するごみの量（他都市から受け入れているごみを除く） | 62万トン | 54万トン |
| | | 資源分別率 | 資源分別量 / 総排出量 × 100 | 36.2% | 48% |
| | | 日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合 | 市民アンケート調査で、「日常生活でごみの減量に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 80.5% | 90% |
| | | 産業廃棄物排出量 | 産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の排出量 | 358万トン (2007年度) | 351万トン |
| | | 産業廃棄物の再生利用・減量化率 | 産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の再生利用・減量化量 / 総排出量 × 100 | 94.7% (2007年度) | 95.2% |
| | | 産業廃棄物の最終処分量 | 産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の最終処分量 | 19万トン (2007年度) | 17万トン |
| 取組方針7 ごみを安全・適正に処理します | ごみの埋立量 | 市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量 | 5.6万トン | 2万トン | |
| 自然共生都市 | 取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します | 緑被率（市全域） | 緑の現況調査結果に基づく緑被率 | 23.3% | 27% |
| | | 市民1人当たりの都市公園等の面積 | 市民1人当たりの都市公園等（街区公園、近隣公園、総合公園などの都市公園や都市公園に類する施設）の面積 | 9.4m ² | 10m ² |
| | | 身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合 | 市民アンケート調査で、「身近に自然や農とふれあうことができる場所がある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 38.3% | 50% |
| | | 自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合 | 市民アンケート調査で、「生き物調査や自然観察会に参加するなど自然環境を守る活動に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 5.3% | 15% |
| | 取組方針9 健全な水循環の保全と再生を推進します | 雨水の浸透・貯留率 | 雨水のうち、地中にしみこんで地下水となる割合 | 14% (2001年度) | 18% |
| 雨水の蒸発散率 | | 雨水のうち、水面や地表面、植物などから蒸発散する割合 | 24% (2001年度) | 25% | |
| 雨水の直接流出率 | | 雨水のうち、地中にしみこむことなく河川等に流出する割合 | 62% (2001年度) | 57% | |

| 環境都市像等 | 取組方針 | 指標項目 | 指標の説明 | 現状値 (2010年度) | 2020年度 目標 |
|--------|----------------------------|-----------------------------------|--|----------------------|--------------|
| 低炭素都市 | 取組方針 10 低炭素な生活を促進します | 温室効果ガス排出量削減率 (1990年比) | 市域内で排出される温室効果ガスの排出量の削減率 | 11.0%削減 (2008年) | 25%削減 |
| | | 自然エネルギーによる発電設備容量 | 事業者調査、補助実績、本市施設実績より算出した太陽光発電、風力発電の発電設備容量の合計 | 約1.45万kW (2008年度) | 37万kW |
| | | 住宅用太陽光発電設備の設置件数 | 事業者調査、補助実績より算出した住宅用太陽光発電設備の設置件数 | 3,172件 | 64,000件 |
| | | 日々の省エネに常に取り組む世帯の割合 | 市民アンケート調査で、「冷暖房機器の設定温度を高め、低めに設定している」「照明やテレビなど、こまめにスイッチを消している」「使っていない電化製品のコンセントをこまめに抜いている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 43.2% | 90%以上 |
| | | 自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合 | 市民アンケート調査で、「日常生活の中で自家用車に頼りすぎないように心がけている」または「自家用車を持っていない」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100 | 68.1% | 80% |
| | 取組方針 11 低炭素なまちづくりを推進します | 市内の鉄道及び市バス 1日あたり乗車人員合計 | 当該年度における市営地下鉄各駅、ゆとりーとライン高架区間各駅、あおなみ線各駅、JR東海市内各駅、名鉄市内各駅、近鉄市内各駅及び市バスの1日当たりの乗車人員の合計 | 227万人 (2009年度) | 239万人 |
| | | 市内主要地点1日(平日)あたり自動車交通量の合計(45地点双方向) | 当該年における県警の交通管制センター車両感知器測定による、市内45地点(双方向)における1日(平日)あたり自動車通過台数合計(二輪車を除く) | 147万台 (2009年度) | 127万台 |
| | | 駅そば生活圏人口比率 | 駅そば生活圏人口 / 全市人口 × 100 | 67% | 70% |

參考資料

第 2 次計画の指標と第 3 次計画の指標の比較

【第 3 次環境基本計画における指標の設定の基本的な考え方】

- 本計画は市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。そのため、できるだけ総括的に状況が把握できるものを指標としました。また、本計画の実効性を高めるため、他の関連する計画等に掲げる指標との整合を図りました。
- なお、個別の事業の指標については、必要に応じて関連する計画で定められるものとして整理しております。以上の考えのもと、市民から寄せられたご意見等を踏まえ、全体のバランスを考慮し検討した結果、本計画の指標を 39 項目としました。【第 2 次計画の指標項目数：28 項目 ⇒ 第 3 次計画の指標項目数：39 項目】

| 環境都市像等 | 取組方針 | 第 2 次計画の指標項目 | 第 3 次計画の指標項目 | 区分* | 第 2 次計画から第 3 次計画への指標を変更した理由 | |
|-----------------------|------------------------------|--|--|-------------------------|--|--|
| 4 つの環境都市像の共通基盤 | 取組方針 1 参加・協働を促進します | 環境問題に関する講習会やセミナーに参加する人の割合 | なごや環境大学の活動参加者数 | 変更 | 講習会やセミナーに参加する人の割合となごや環境大学の講座参加者の推移を踏まえると、講習会等への参加から、さらに環境保全行動につながっている可能性があります。そのため、「学びから行動する（環境学習（教育）」という視点を重視し、「なごや環境大学の活動参加者数」、「市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合」を指標としました。 | |
| | | / | 環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合 | 新規 | | |
| | | 環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合 | 環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合 | 継続（同義） | | |
| | 取組方針 2 環境と経済・社会の好循環を推進します | エコ事業所認定数 | エコ事業所認定数 | 継続 | 環境と経済・社会の好循環を推進する上では、環境に配慮した事業活動を推進するとともに、消費者（市民）による環境にやさしい消費行動を促すことが大切であるため、「省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合」、「商品の環境情報が十分と感じている市民の割合」を指標としました。 なお、「ISO14001 認証取得支援事業」は当初の目標を達成し、2007 年度から事業を廃止しているため、今回の指標からは整理しました。 | |
| | | / | 省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合 | 新規 | | |
| | | / | 商品の環境情報が十分と感じている市民の割合 | 新規 | | |
| | | ISO14001 認証取得支援事業を利用した中小企業のうち、実際に認証取得した企業の割合 | / | 整理 | | |
| | 取組方針 3 広域連携を推進します | / | 伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を価格が少し高くても優先して選ぶ市民の割合 | 新規 | 本計画では、対象地域として名古屋市域を基本としています。伊勢湾流域圏についても、一体的な圏域ととらえ、積極的に連携・交流を進めることとしています。このため、「伊勢湾流域圏産の農産物を価格が少し高くても優先して選ぶ市民の割合」、「木曽川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合」を指標としました。 また、JICA 研修生の受入数は個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。 | |
| | | / | 木曽川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合 | 新規 | | |
| | | JICA 研修生の受入数 | / | 整理 | | |
| | 健康安全都市 | 取組方針 4 健康で安全な生活環境を確保します | 大気汚染に係る環境目標値の達成率（二酸化窒素） | 大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率 | 継続 | 大気や水環境を保全することは大切であるため、環境目標値などの観測結果だけでなく、「名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合」「名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合」「名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合」の市民意識を指標に追加しました。 なお、自動車騒音の環境基準達成率については 2010 年 12 月に策定された「第 2 次なごや自動車環境対策アクションプラン」との整合を図り、指標の対象を「定期監視地点」から「幹線道路全体」に変更しました。 |
| | | | 水質汚濁に係る環境目標値の達成率（BOD） | 水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率 | 継続 | |
| 自動車騒音の環境基準達成率（定期監視地点） | | | 自動車騒音の環境基準達成率（幹線道路全体） | 変更 | | |
| 1cm 以上の地盤沈下域面積 | | | 1cm 以上の地盤沈下域面積 | 継続 | | |
| / | | | 名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合 | 新規 | | |
| / | | | 名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合 | 新規 | | |
| / | | | 名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合 | 新規 | | |

※区分 新規：第 3 次計画から新規に設定した指標
 変更：第 2 次計画から対象等を変更した指標
 継続（同義）：第 2 次計画の指標を継続したが、表現を見直した指標
 整理：第 2 次計画にあった指標で第 3 次計画で整理した指標
 継続：第 2 次計画から継続した指標

| 環境都市像等 | 取組方針 | 第2次計画の指標項目 | 第3次計画の指標項目 | 区分* | 第2次計画から第3次計画への指標を変更した理由 |
|-----------------------------|------------------------------|------------------------|---------------------------------|------------|---|
| 健康安全都市 | 取組方針5 有害化学物質等の環境リスクを低減します | PRTR法に基づく化学物質の届出排出量の合計 | 化管法に基づく化学物質の届出排出量の合計 | 継続 (同義) | |
| 循環型都市 | 取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します | ごみと資源の総排出量 | ごみと資源の総排出量 | 継続 | 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組をさらに進めることは大切であるため、「資源分別率」、「日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合」を指標として追加しました。 |
| | | ごみ処理量 | ごみ処理量 | 継続 | |
| | | | 資源分別率 | 新規 | |
| | | | 日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合 | 新規 | |
| | | 産業廃棄物排出量 | 産業廃棄物排出量 | 継続 | |
| | | 産業廃棄物の減量化・資源化量 | 産業廃棄物の再生利用・減量化率 | 継続 (同義) | |
| | 産業廃棄物の最終処分量 | 産業廃棄物の最終処分量 | 継続 | | |
| 取組方針7 ごみを安全・適正に処理します | 埋立量 | ごみの埋立量 | 継続 (同義) | | |
| 自然共生都市 | 取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します | | 緑被率(市全域) | 新規 | 2011年3月に策定された「なごや緑の基本計画2020」と整合を図り「緑被率」を追加しました。 また、緑の保全と創出について、市民が実感するとともに実践していくことが大切であるため、「身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合」、「自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合」を追加しました。 なお、「公共・公益施設の屋上・壁面緑化面積」「市民参加によって景観づくりをすすめている地域数」は、個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。 |
| | | 市民1人当たりの都市公園等の面積 | 市民1人当たりの都市公園等の面積 | 継続 | |
| | | | 身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合 | 新規 | |
| | | | 自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合 | 新規 | |
| | | 公共・公益施設の屋上・壁面緑化面積 | | 整理 | |
| | 市民参加によって景観づくりをすすめている地域数 | | 整理 | | |
| 取組方針9 健全な水循環の保全と再生を推進します | | | 雨水の浸透・貯留率 | 新規 | 2009年3月に策定された「水の環復活2050なごや戦略」と整合を図りました。 なお、「公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量」は個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。 |
| | | | 雨水の蒸発散率 | 新規 | |
| | | | 雨水の直接流出率 | 新規 | |
| | | 公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量 | | 整理 | |

| 環境都市像等 | 取組方針 | 第2次計画の指標項目 | 第3次計画の指標項目 | 区分* | 第2次計画から第3次計画への指標を変更した理由 |
|--------|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|------------|--|
| 低炭素都市 | 取組方針10 低炭素な生活を促進します | 温室効果ガス排出総量 (1990年比) | 温室効果ガス排出量削減率 (1990年比) | 継続 (同義) | 2011年12月に策定された「低炭素都市なごや戦略実行計画」との整合を図り、「温室効果ガス排出量削減率」、「自然エネルギーによる発電設備容量」、「住宅用太陽光発電設備の設置件数」「日々の省エネに常に取り組む世帯の割合」を指標としました。 また、エコライフの取組は多岐に渡るため、具体的な取組である「日々の省エネに常に取り組む世帯の割合」、「自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合」を指標としました。 |
| | | 二酸化炭素排出量 (1990年比) | | 整理 | |
| | | | 自然エネルギーによる発電設備容量 | 新規 | |
| | | | 住宅用太陽光発電設備の設置件数 | 新規 | |
| | | エコライフに取り組んでいる世帯の割合 | 日々の省エネに常に取り組む世帯の割合 | 変更 | |
| | | | 自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合 | 変更 | |
| | 取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します | 公共交通と自動車の利用割合 | 市内の鉄道及び市バス1日あたり乗車人員合計 | 変更 | 2011年9月に策定された「なごや新交通戦略推進プラン」との整合を図るため、「公共交通と自動車の利用割合」から「市内の鉄道及び市バス1日あたり乗車人員合計」に、「主要道路における自家用自動車通過台数」から「市内主要地点1日(平日)あたり自動車交通量の合計」に変更しました。 また、2011年12月に策定された「都市計画マスタープラン」との整合を図り、「駅そば生活圏人口比率」を追加しました。「市内の低公害・低燃費車普及台数」「アイドリング・ストップ実施率」は個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。 名古屋新世紀計画2010「第3次実施計画」で掲げられていた「整備中路線における自動車の平均旅行速度」については、現在の関連する計画で整理されていますので、整合を図りました。 |
| | | 主要道路における自家用自動車通過台数 (2001年度比) | 市内主要地点1日(平日)あたり自動車交通量の合計 (45地点双方向) | 変更 | |
| | | 整備中路線における自動車の平均旅行速度 | | 整理 | |
| | | 市内の低公害・低燃費車普及台数 | | 整理 | |
| | | | 駅そば生活圏人口比率 | 新規 | |
| | | アイドリング・ストップ実施率 | | 整理 | |

用語解説

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| 欧文 | |
| BOD | Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。 |
| COD | Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。 |
| ICLEI | International Council for Local Environmental Initiatives（国際環境自治体協議会）の略。「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会」は、持続可能な開発を公約した自治体・自治体協会で構成された、民主的で国際的な連合組織。世界 70 カ国、1,227（2010 年 7 月現在）の自治体が参加し、気候変動などの課題の解決に向け、国際的な視野を持って地域での取組を進めている。 |
| JICA | 独立行政法人国際協力機構のこと。開発途上国の支援や政府開発援助（ODA）などを行う機関。 |
| NPO | Non-Profit Organization の略。利益を目的とせず様々な活動を自主的・自発的に行う民間の団体・組織。 |
| PM2.5 | 大気中を浮遊する粒径 2.5 μ m（マイクロメートル：1000 分の 1 ミリメートル）以下の微小粒子状物質。土ほこりや水滴など自然由来のもののほか、車や工場から出る排ガスの細かな粒子がこれにあたる。 |
| ア行 | |
| 駅そば生活圏 | 住宅・店舗・職場などが駅のそばに集まり、自転車、公共交通機関を利用して歩いて暮らせる駅そばの生活エリア。 |
| エコツーリズム | 自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光により、地域経済への波及効果を実現することをねらいとする、自然保護と観光業の成立と地域の振興の融合をめざす観光の考え方。 |
| カ行 | |
| カーボン・オフセット | 自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせること。 |
| ガイドウェイバス | 車両に取り付けた案内装置の誘導により高架の専用軌道を走り、大曽根から小幡緑地の間を約 13 分で走行する定時性・高速性の高いバス。 |
| 外来生物 | 他の地域から持ち込まれた生物であり、特に、野生化して世代交代を繰り返すようになり、在来の生態系に定着した動植物を指す。地域の生態系への脅威となる外来生物を侵略的外来種と呼ぶ。 |
| 拡大生産者責任 | 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。 |
| 風の道 | 海、河川や緑地などからの冷涼な風の通り道のこと。 |

| 用語 | 説明 |
|--------------|---|
| 環境影響評価制度 | 道路や鉄道の建設、大きな建物の建築などの事業を行う場合に、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政が意見を出し合い、事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組み。 |
| 環境用水 | 水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を目的とした水利用。 |
| 環境リスク | 人の活動によって加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。 |
| 感潮域 | 海の潮汐現象によって影響を受ける河川下流域のこと。 |
| 除間伐 | 植栽木以外の木や、成長が悪い植栽木を伐る除伐と、植栽木が生長に伴い混み合った場合に樹木の生育を促すために間引く間伐を合わせた呼び方。 |
| 技術シーズ | 新技術の発展につながる可能性を秘めた発見や技術等。 |
| グリーンツーリズム | 都市住民が農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都市と農村の交流、農村地域の活性化や振興などをめざす観光の考え方。 |
| 経済林 | 木材などの林産物を売却することで収益を得ることを目的とした森林。 |
| 光化学オキシダント | 光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。 |
| (下水の)高度処理 | 従来処理方法に比べ主に窒素・リンを多く除去できる処理方法。 |
| 合流式下水道 | 汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。 |
| コミュニティサイクル | 都市部の短距離、短時間の移動手段として、自転車を共有して新たな公共交通として活用しようとするもの（サイクルシェアリング）。レンタサイクルとは違い、地域に高密度でステーションを配置し、ステーション間の移動であればどこで借りて、どこで返してもよいという特徴がある。 |
| サ行 | |
| 再生可能エネルギー | エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。 |
| 市街化調整区域 | 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画で定められた区域。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。 |
| 次世代型公共交通システム | 新しい交通システムとして、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有し、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通。LRT（次世代型路面電車システム）、BRT（専用路をバスで高速輸送する基幹的輸送システム）などをいう。 |
| 遮熱塗装 | 屋根や外壁に塗装することで、夏期の太陽熱を反射し表面温度の上昇を防いだり、建物室内への熱の侵入阻止するものなどがある。 |

| 用語 | 説明 |
|---------------------------------|---|
| 人工排熱 | 工場、オフィスビルの情報機器や空調に起因する建物排熱や自動車走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱などのこと。 |
| 生産緑地地区 | 市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地を、関係権利者からの申出を受けて都市計画により指定する制度。永続的な営農が義務付けられる一方で、税制優遇などのメリットがある。 |
| 生態系ネットワーク | 保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核とし、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。 |
| 生物多様性条約 第10回締約国会議 (COP10) | 熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、人類存続に欠かせない生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物とその生息環境を共に保全する包括的な枠組みを設けるため、1992年に国連環境開発会議において生物多様性条約が採択された。2010年10月に第10回締約国会議が名古屋市で開催された。 |
| タ行 | |
| 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン | 自動車の環境対策について2020年を中期的目標年として、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策、エコカー普及の4項目について具体的な目標を定め、目標達成に向けての取組を進めるもの。 |
| 地域冷暖房 | 駅やビル、商業施設、マンションなど地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うシステム。従来の住まいやオフィス個別の冷暖房・給湯に比べ、省エネルギーであり経済性や環境性に優れている。 |
| 地下水かん養 | 雨や河川水が地下浸透して帯水層に水が補給されること。市街化に伴い、農地・林地などが舗装道路に変わり、地下水のかん養が阻害されつつあり、透水性舗装・浸透ますの普及を図っている。 |
| 沖積平野 | 河川によって上流から運ばれてきた土砂が、長期間にわたり堆積することによって形成される平野。 |
| 透水性舗装 | 路面に降った雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装。 |
| 道路空間の再配分 | 既存の道路空間の使い方を見直すとともに、車道・自転車道・歩道・植樹帯などの道路を構成する各要素の幅員を再検討し、道路の空間構成（各要素の幅員）を再構築すること。 |
| トレードオフ | 両立し得ない関係性。一方をとると他方を失うということ。 |
| ナ行 | |
| 名古屋市建築物環境配慮制度 | 建築主は、建築物環境配慮指針に従い、地球温暖化その他の環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるよう努めなければならないが、2,000平方メートルを超える建築物を新築・増築する場合は、「CASBEE 名古屋（建築物総合環境性能評価システム）」を使用して環境配慮の取組を評価した建築物環境計画書の届出をすることが義務付けられている。 |

| 用語 | 説明 |
|--------------|---|
| ハ行 | |
| バイオマス | 生物由来の有機性資源のことで、農作物の非食部や林地残材、製材所の残材、食品廃棄物、家畜排せつ物などのこと。 |
| PRTR 法 | 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）の略称。全国の企業にどのような化学物質を 1 年間にどれだけ環境中に排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかを報告させ、国がその結果を集計、公表する仕組み。 |
| ヒートアイランド現象 | 都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象で、都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこう呼ばれている。都市ではコンクリートやアスファルトなど熱を蓄えやすい物質が多く、また諸活動から発生する熱量も大きいことなどが原因と考えられる。 |
| ビオトープ | 本来、生物の生息空間を表す概念。開発などで本来の自然環境が失われた場所に、人工的に創造した生物の生息・生育空間を指す場合もある。 |
| 閉鎖性水域 | 湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域のこと。自然の自浄作用が緩慢なため人為的な富栄養化の影響を受けやすい。 |
| マ行 | |
| 見える化 | 省エネ効果やエネルギー使用量を数値等で可視化することで、現在の状況を明確にし、改善やさらに高い目標を掲げるきっかけとすること。 |
| モビリティ・マネジメント | 一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することをコミュニケーションを通じて促す交通施策。 |
| ヤ行 | |
| 熔融スラグ | 廃棄物等の焼却灰を高温で溶かし、冷すことで生成される安全なガラス状固化物。砂状のガラス質であり、砂の代わりの建設資材として利用でき、天然資源の保護や最終処分場の延命化等、環境への負荷を低減した材料として期待されている。 |
| ラ行 | |
| ラムサール条約 | 1971 年に採択された条約で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際協力により湿地の保全や賢明な利用を進めていくことを目的としている。 |
| リスクコミュニケーション | 化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政などのすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。 |
| 流域自治体宣言 | COP10 生物多様性交流フェア会場で開催された流域自治体フォーラムにおいて、生物にとって欠かすことのできない大切な水について、木曾三川流域の参加市町村が共同でとりまとめたもの。水でつながる多様な生物の輪を守るため、水でつながる流域の自治体が、人の和をもって連携・協働し、森・川・海からなる水の環を健全に守っていくことを宣言したもの。 |
| 緑被率 | 緑被地（樹林地、芝・草地、農地、水面）の面積の、市域の全体面積に対する割合。 |

名古屋市環境審議会委員名簿

(敬称略、平成23年12月15日現在)

| 氏名 | 職名等 |
|--------|------------------------------|
| 中田 ちづこ | 市会副議長 |
| 大村 光子 | 総務環境委員会委員長 |
| 中村 満 | 環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長 |
| 東 珠実 | 椙山女学園大学現代マネジメント学部教授 |
| 内川 尚一 | 名古屋商工会議所理事・企画振興部長 |
| 岡部 明子 | 千葉大学大学院工学研究科准教授 |
| 上島 通浩 | 名古屋市立大学大学院医学研究科教授 |
| 香坂 玲 | 名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授 |
| 小長谷 重次 | 名古屋大学大学院工学研究科教授 |
| 大東 憲二 | 大同大学工学部都市環境デザイン学科教授 |
| 立俵 廷族 | 名古屋市薬剤師会会長 |
| 千頭 聡 | 日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科教授 |
| 土屋 由紀 | 名古屋女子大学非常勤講師 |
| 豊島 明子 | 南山大学大学院法務研究科准教授 |
| 原田 守博 | 名城大学理工学部建設システム工学科教授 |
| 半田 真理子 | (財)都市緑化機構研究顧問 |
| 細井 土夫 | 愛知県弁護士会 |
| 細川 孝 | 名古屋市医師会会長 |
| 堀 竜治 | 日本労働組合総連合会愛知県連合会 名古屋地域協議会副代表 |
| ◎松田 仁樹 | 名古屋大学大学院工学研究科教授 |
| ○吉久 光一 | 名城大学理工学部建築学科教授 |
| 荒川 嘉孝 | 中部経済産業局資源エネルギー環境部長 |
| 神田 修二 | 中部地方環境事務所長 |
| 西川 洋二 | 愛知県環境部長 |

備考 ◎は会長、○は副会長を示す。

名古屋市環境審議会 環境基本計画部会委員名簿

(敬称略、平成23年12月15日現在)

| 氏名 | 職名等 |
|--------|--------------------------|
| 浅井 久美 | 市民公募委員 |
| 東 珠実 | 椙山女学園大学現代マネジメント学部教授 |
| 内川 尚一 | 名古屋商工会議所理事・企画振興部長 |
| 岡部 明子 | 千葉大学大学院工学研究科准教授 |
| 海道 清信 | 名城大学都市情報学部都市情報学科教授 |
| 香坂 玲 | 名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授 |
| 河野 義信 | (社) 中部経済連合会産業技術部長 |
| ◎千頭 聡 | 日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科教授 |
| 半田 真理子 | (財) 都市緑化機構研究顧問 |
| 松田 仁樹 | 名古屋大学大学院工学研究科教授 |
| 丸山 宏 | 名城大学農学部教授 |
| 吉野 隆子 | 市民公募委員 |

備考 ◎は部会長を示す。

第3次名古屋市環境基本計画の審議等経過

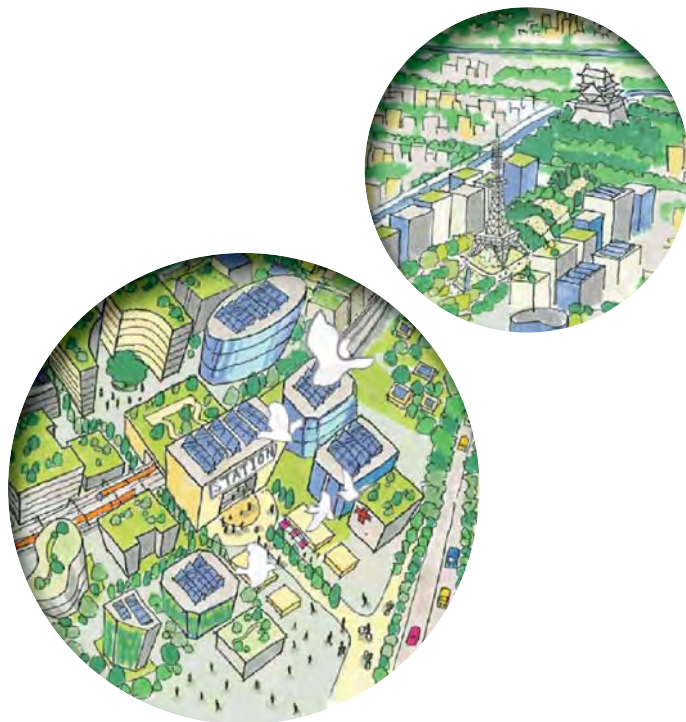
| 日程 | 会議 | 審議内容 |
|--------------------------|-----------------|---|
| 平成22年 5月7日 | 第11回 環境審議会 | <ul style="list-style-type: none"> 第3次名古屋市環境基本計画の策定について（諮問） |
| 平成22年 7月21日 | 第1回 環境基本計画部会 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画策定における基本的事項及びスケジュール 2050年に向けたなごやの主な課題 めざすべき2050年の環境都市像 |
| 平成22年 8月31日 | 第2回 環境基本計画部会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画策定にあたっての基本的な考え方と視点 めざすべき2050年の環境都市像 第2次環境基本計画の進捗状況と現状評価 市民等が望む2050年の環境都市像（市民アンケート結果） |
| 平成22年 11月15日 | 第3回 環境基本計画部会 | <ul style="list-style-type: none"> めざすべき2050年の環境都市像 基本方針と個別方針 2020年に向けた施策体系と指標 |
| 平成23年 1月17日 | 第4回 環境基本計画部会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画の構成 なごやの現状と課題 2050年の環境都市ビジョン 施策の大綱 |
| 平成23年 5月13日 | 第5回 環境基本計画部会 | <ul style="list-style-type: none"> 第3次名古屋市環境基本計画（素案） |
| 平成23年 7月22日 | 第6回 環境基本計画部会 | <ul style="list-style-type: none"> 第3次名古屋市環境基本計画（素案） |
| 平成23年 8月29日 ～9月30日 | | <ul style="list-style-type: none"> 素案の公表及び市民意見の募集 |
| 平成23年 11月17日 | 第7回 環境基本計画部会 | <ul style="list-style-type: none"> 第3次名古屋市環境基本計画（素案）に対する市民意見の概要 第3次名古屋市環境基本計画（案） |
| 平成23年 12月15日 | 第14回 環境審議会 | <ul style="list-style-type: none"> 第3次名古屋市環境基本計画の策定について（答申） |
| 平成23年 12月19日 | | <ul style="list-style-type: none"> 第3次名古屋市環境基本計画を策定 |

第3次名古屋市環境基本計画

発行・編集 名古屋市環境局環境企画部環境企画課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052-972-2661
FAX 052-972-4134
ホームページ <http://www.city.nagoya.jp/>

発行年月 平成23年12月

印刷 栄隆堂印刷株式会社



2050年の環境都市ビジョン

「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」
をめざします。

名古屋市 環境局 環境企画部 環境企画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL：052-972-2661 FAX：052-972-4134
E-mail：a2661@kankyokyouku.city.nagoya.lg.jp